

BTMU

中国月報

第85号 (2013年2月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ どうなる？ 2013年。中国現地法人の労務管理 ～今年を予測する5つのポイント～

■ 経済

- ◆ 2013年の中国経済政策の方向性～中央経済工作会议を踏まえた展望～

■ 産業

- ◆ 中国鉄鋼業界（後編）

■ 人民元レポート

- ◆ 中国市場の対外開放/人民元の金利・為替自由化の進展状況

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～個人投資者が上場会社から受領した配当所得に対する新たな個人所得税政策の内容及びもたらす影響について
- ◆ 法 務：建物の賃貸借における敷金の取扱い
—事業用施設を賃借する外資系企業の注意点を中心に—

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行

目 次

■特 集

- ◆ 　　どうなる？ 2013 年。中国現地法人の労務管理～今年を予測する 5 つのポイント～
株式会社ブレシード1

■経 済

- ◆ 　　2013 年の中国経済政策の方向性～中央経済工作会議を踏まえた展望～
三菱東京UFJ 銀行 経済調査室 香港駐在6

■産 業

- ◆ 　　中国鉄鋼業界（後編）
三菱東京UFJ 銀行（中国） 企画部 企業調査チーム12

■人民元レポート

- ◆ 　　中国市場の対外開放/人民元の金利・為替自由化の進展状況
三菱東京UFJ 銀行（中国）環球金融市場部18

■スペシャリストの目

- ◆ 　　税務会計：中国の税務
～個人投資者が上場会社から受領した配当所得に対する新たな
個人所得税政策の内容及びもたらす影響について
プライスウォーターハウスクーパース中国21
- ◆ 　　法 務：建物の賃貸借における敷金の取扱い
一事業用施設を賃借する外資系企業の注意点を中心に―
北京市金杜法律事務所24

■MUF G中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特 集「どうなる? 2013年 中国現地法人の労務管理～今年を予測する5つのポイント～」は、ここ数年の中国の労働環境の変化を観察しつつ、2013年の中国の労働政策の動向と中国現地法人の労務対策について解説しています。留意すべき動向として、①最低賃金の引き上げと昇給ガイドラインの公布、②「虹彩計画」と集団契約の監視強化、③労働契約法改正に伴う労務派遣受け入れ条件の厳格化、④労働争議と労働仲裁の増加、⑤賃金条例の公布、を挙げた上で、2013年は政府の所得政策、従業員の労働環境・条件の保護、それらを支援する法律の公布等、企業の組織のあり方と労使関係に対し、その価値観を根底から揺るがす動きが予測されるとし、企業は労務リスクを未然に防ぎ、中国事業活動を更にステージアップさせていく為に、現地の組織体制構築、本社の理解とバックアップが不可欠の課題になると指摘しています。

経 済「2013年の中国経済政策の方向性～中央経済工作会议を踏まえた展望～」は、習近平新政権の下、昨年末に開催された中央経済工作会议の内容を踏まえ、2013年の経済運営方針と財政・金融政策について纏めています。今年の経済政策の方向性については、「安定的で比較的速い経済発展を促進する」とし、成長の「質」と「効率」重視の姿勢が示されました。財政政策と金融政策については、過去2年と同じ「積極的な財政政策と穏健な金融政策」を実施するとし、政策の継続性を強調したものと見ています。また、今年の主要政策として内需拡大の鍵となり産業構造への影響が大きい「都市化の積極的な推進」と、都市化の進展過程で避けて通れない「経済体制改革の深化」、「産業構造の調整」が提議されたことも注目され、今後、産業構造調整を支援する財政・税制面の政策が打ち出される可能性があるとしています。

産 業「中国鉄鋼業界（後編）」では、中国鉄鋼業界の今後の見通しについて纏めています。今後の需要については、過半を占める建設用鋼材が、沿岸部で徐々にピークアウトする一方、自動車、機械向けの高級鋼の需要が沿岸部中心に拡大することが予想され、東南アジア向け中～高級鋼板の輸出も当面は可能と見ています。こうした中、大手鉄鋼メーカーは、需要が高まる高級鋼への対応力を高めるための技術開発への不断の投資、新鋭設備の導入、設備のスクラップ&ビルドや、規模の拡大、コスト競争力強化による投資余力の蓄積が求められるものの、鉄鋼メーカーの自助努力には限界があるため、政府主導の業界再編が期待されると指摘しています。一方、中堅鉄鋼メーカーは、市場のゆがみを利用し大手との直接の競合を避けつつ、業界再編において有利な立ち位置を模索することになると展望しています。

人民元レポート「中国市場の対外開放／人民元の金利・為替自由化の進展状況」は、2012年に実施された中国国内の金融市場を巡る制度変更や規制緩和の動きと、今なお課せられている規制概要を整理し、中国市場の対外開放の進展状況について纏めています。昨年主な制度変更・規制緩和の動きには、銀行による預貸金利設定の自由度の拡大、銀行間市場における人民元対米ドル相場の日中変動幅の拡大、人民元クロスボーダー送金事務の簡素化、QFII（適格外国機関投資家）の規制緩和、対内直接投資に係る外貨管理の規制緩和といった動きがあります。一方、未だに存在する主な規制、未開放事項として、クロスボーダーにおける経常送金、為替・デリバティブ取引、投資、預貸・資金取引や中国国内における資金、為替・デリバティブ、債券取引に各種制約、未解放分野が残ると指摘しています。但し、2012年を振り返ると、ゆっくりとしたペースながらも着実に人民元の対外開放や制度改革が進んでおり、本年も人民元の自由化・開放の動きは着実に進められるものとし、当局の動きに注目しています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A形式で解説しています。今回は、2012年11月16日付で財政部、国家税務総局及び中国証券業監督管理委員会が共同で公布した「財税[2012]85号通達」に基づき、2013年1月1日より実施されることになった、個人投資者が上海及び深圳証券取引所上場会社から受領した配当所得に対する特定個人所得税政策について解説しています。

法務「建物の賃貸借における敷金の取扱い―事業用施設を賃借する外資系企業の注意点を中心に―」は、外資系企業が事業用施設を賃借する際の「敷金」の支払、返還・保全に関する中国の法令と、外資系企業の「敷金」に対する注意点について解説しています。「敷金」支払い原資としての、外貨建て・人民元建て資本金、外貨建て・人民元建て外債の充当可否についての検討や、賃貸借物件の売却により賃貸人に変更した場合、賃貸人が倒産状態になった場合における「敷金」の返還可否・保全について具体的に検討した上で、外資系企業として「敷金」にかかるリスク防止のための留意点として、①関連の最新法令の確認、賃貸借物件に対する抵当権、差押などの存否の確認、自社の資金状況の点検、賃貸人の信用状況の調査等を事前に行うこと、②予見しうる問題の対応について、賃貸借契約において明確に規定すること、を挙げています。



どうなる？ 2013年。中国現地法人の労務管理 ～今年を予測する5つのポイント～

株式会社プレシード
董事長総経理
清原 学

ここ数年、現地法人のオペレーションにおける労務リスクも年々高まってきております。2008年1月から施行されている「中国労働契約法」による労働者保護政策の影響で、1年間の労働仲裁に申請される件数は上海市で約2倍、広東省では3倍を超える数字にまで膨れ上がっております。それ故日本以上に中国では従業員の労務管理が難しいところでもあり、それを未然に防ぐためには、今、中国がどのように労働環境を整備しつつあり、今年から数年の間に労働政策上、何が起ころうとしているのか、その認識を深め、対策を講じていくことが企業にとって極めて重要なポイントとなってまいります。まさに「敵を知り、己を知れば、百戦危うからず」ということです。

そこで、ここでは昨年までの数年間、中国の労働環境がどのように変化して来たのか、それを観察しながら、2013年に中国の労働政策の中で何が課題となり、中国政府はどのように舵取りを行っていくのかを整理し、今年の動きとして解説してまいりたいと思います。

1 最低賃金の引き上げは、今年も継続して実施されるのか？

本年1月25日、中国人力資源社会保障部（日本の厚生労働省に相当する官庁）が発表した統計によりますと、2012年中に中国全土25省市が最低賃金の引き上げを行い、その平均引き上げ幅は前年比で20.2%にも及んでおります。給与が1年間で2割も上昇すること自体、凄まじい勢いではありますが、賃金の上昇に伴い、従業員の社会保険料や残業手当も同時に増えていくわけですから、総額人件費ベースで考えると企業にとってはたいへんな負担増になっているのは間違いないところです。またそのうち23省市が「賃金ガイドライン」を公布しております。「賃金ガイドライン」とは、各地方行政が目指すその年の昇給目標であり、域内の企業にとっては一定の拘束力を持つもので、昇給における「上限値」「基準値」「下限値」の目標数値が示されるものです。参考までに上海市の2012年度における賃金ガイドライン（昇給目標）は、上限値16%、標準値12%、下限値5%となっております。以下、上海市における過去5年間の賃金ガイドラインと最低賃金の推移を表したものです。

	2008年	2009年（※）	2010年	2011年	2012年
最低賃金	960	—	1,120	1,280	1,450
GL（上限）	16%	—	16%	18%	16%
GL（標準）	11%	—	11%	13%	12%
GL（下限）	5%	—	4%	6%	5%

単位：人民元 GL：賃金ガイドライン

※2009年は金融危機の影響で最低賃金の調整、ガイドラインの公布は見送り

2009年には金融危機の煽りを受け、企業の経営悪化、それに伴う負担を軽減させるために最低賃金の引き上げ、昇給ガイドラインの発表は見送られたとは言え、過去の統計から見てもここ数年間の地方政府の方針として毎年10%以上の昇給を奨励しているのがわかります。

一方で念頭に置いておかねばならないのは、2011 年春に開催された全国人民代表大会（第 12 次 5 ヶ年計画）において、2011 年から 2015 年までの 5 年間で企業従業員の賃金を年率 13%のペースで引き上げ、2015 年には従業員の所得を 2 倍の水準にまで持っていくという方針決議がなされたことです。これは中国の GDP 構成ベースで見ても個人消費の比率が全体の 37%と極めて低く、GDP に占める消費の割合がアメリカでは 7 割、日本では 6 割であることと比較しても、中国の発展モデルに歪みが生じていること、健全な成長発展を持続させるためには個人消費の比率を高め、その基礎となる所得分配を進めていくことに政府が積極的な介入を行う意図があることが窺えます。その目的を達成させるためには、金融危機のように極端な景気の減速がない限り、この 5 年間は前述のような平均的、かつ高比率な賃上げ、更に域内企業に対する政府による指導が厳しさを増していくことは予測として明らかです。このような政策的背景から見ても、2013 年も引き続き最低賃金の調整と賃金ガイドラインが公布され、企業としては継続的なコスト増が強いられるものと思われます。

2 「虹彩計画」と集団契約の監視強化

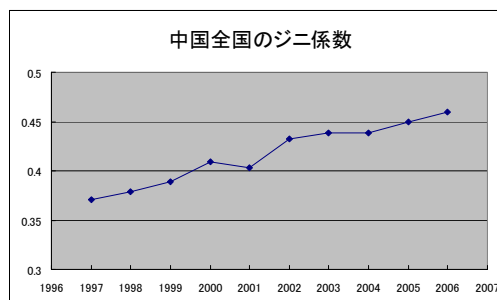
日本のメディアで報道される機会は非常に少ないのですが、中国では今、「虹彩計画」という政府施策が静かに進められています。これは企業従業員の労働環境の改善と保護を目的としているもので、工場における安全衛生管理や女子従業員の母体保護等を政府主導で推進していくものなのです。そのうち注目されるのが「企業従業員に関する集団契約」です。ご承知のとおり従業員と企業とは、個別の労働契約を締結しています。そこには労働条件や報酬等が個別に決定され、双方合意を得て労働契約を結ぶわけですが、このような個別の条件協議の前に、全従業員と企業とが包括的な契約を結ぶべきであるというのがこの「集団契約」になります。当局としてはここ数年、この集団契約の締結を企業、そして企業内工会（労働組合）に積極的に働きかけております。集団契約によって従業員の権益を保護し、更に従業員の所得水準を高めていこうとする動き、これがまさに「虹彩計画」そのものです。

この集団契約に記載され、企業と従業員との間で「厳格に約束」されるもののひとつに、昇給率があります。企業と従業員、或いは工会（労働組合）とは協議合意の上でその年の昇給率を決定するよう、地域を管理している総工会（労働組合の上部団体）からは指導が行われています。このような措置に基づき、従業員の処遇を企業の業績や董事会、或いは総経理が任意に決定できる裁量は、年々非常に限定的になってきております。経営の立場から見れば、まだその年の業績も明らかにならないうちからこのような契約を結ぶことに対しては大きな抵抗感を抱くと思われますが、中国政府としては労働環境や就業条件の改善、労働者、取り分け低賃金で就労している者の賃金条件の向上を目指しているため、今後は一層、このような当局からの指導体制が強化されていくことは十分に考えられます。

その国の所得分配を表す「ジニ係数」も、信頼性の高い統計によれば中国は既に 0.6 を超え、所得の格差が年々広がってきております。ちなみに日本のジニ係数は 0.28 で、日本は世界的に見ても極めて公平な社会と言えるのですが、中国の場合、危険水域と言われる 0.4 を大きく超えております。

この状態が長く続くことで中国国民の多くを占める貧困層からの批判、抗議活動は看過できない

ものとなってしまふことから、中国政府としては所得の再分配が非常に優先度の高い政策のひとつとして挙げられております。このような社会的背景もあり、中国政府としては今後、



労働者の保護、労働環境や所得の保全、集团的な福利享受のための政策に取り組んでいくことは必至の状況となってきました。

3 中国労働契約法の改正 ～適用の厳格化と派遣禁止～

2012年春に行われた全国人民代表大会において、2008年1月から施行されている「中国労働契約法」の改訂方針が打ち出されました。当時、同法のどの箇所が改正されるか具体的な明言は避けられましたが、その後の動向や部分的に随時公表される情報から、「労務派遣」に関する適用の厳格性が求められるということが次第に判明してまいりました。全人代で方針表明が成されたわけですから、次年度の全人代を跨いで具体的な改正が発表されることはないかと予測されたため、2012年内には何らかの方針が公布されるのだらうと注視しておりましたところ、2012年12月28日、第11期全人代常務委員会第30回会議にて公式に労働契約法改正の公布が正式決定され、2013年7月1日から施行される内容の発表がありました。

今回改正となる部分は、予想通り同法第五章第二節「労務派遣」の部分です。同法第63条では「同一労働同一賃金」が、また第66条では企業が派遣を受け入れる場合の条件が「臨時性」「補助性」「代替性」である業務を前提とする旨、うたわれています。ただ従業員を派遣で受け入れられる場合の条件定義が非常に曖昧であることもあり、運用の厳格さに欠けることから、12月28日の労働契約法改正に関する発表では、これら「臨時性」「補助性」「代替性」の「三性」が定義され、7月1日から施行されることになりました。

まず業務の「臨時性」については、「存続期間が6ヶ月を超えない職位」を指すと明示されました。従ってこれを超える職位については原則派遣が禁止になります。次に「補助性」とは、「主要業務を補助する業務」、つまり指示命令系統として主要業務を遂行する従業員（直接企業に雇用されている従業員）がおり、その下で補助的業務を行う場合にのみ派遣が認められるというものです。最後の「代替性」とは、「従業員が、病欠、産休その他の事由により業務に従事できない場合に、暫定的に当該従業員の業務を行うこと」と解釈されます。

ところが実態としては多くの日系企業（代表処を除く現地法人）が従業員を派遣で受け入れており、その殆どは、直接企業に雇用されている従業員と寸分変わらない業務や職務を担当し、派遣期間も2年間という契約を派遣企業と結んでいるのが一般的です。つまり今回公布され、今年の7月1日から施行される改訂労働契約法の「労務派遣」の条項に多くの企業が抵触してしまうことから、施行前までに従業員を現在の派遣契約から直接雇用に移行させなければなりません。この対応により、日系企業にとっても少なからず影響を及ぼします。

まず直接雇用に置き換えることで、従業員に関する無固定の労働契約（終身雇用）も今後は企業に直接適用されることになります。従来までの派遣雇用であれば2年間の契約を更新し続けることで終身雇用の影響を担保出来たのですが、それが7月からは出来なくなることです。更に社会保険の納付に関する影響。従業員のすべてを派遣で雇っている企業は、そもそも社会保険の納付口座を持っていません。これが直接雇用になった場合、まず社会保険口座を設けなければならないことがあります。更に就業規則や労働契約書の作成や改定。派遣雇用の場合には基本的に必要がないものであったのが、その具備が求められることなど、人事管理の追加要素を挙げれば結構やるべきことが多くあるのです。

4 止まらない労働争議 ～労働裁判の現場から～

前述したように、2008年1月の中国労働契約法施行以来、企業と従業員との間での労働争議は年々、その件数が爆発的に増加してきています。それに伴って労働仲裁に預けられる審判件数も増加の一途を辿っております。従業員が企業に対して何らかの不満を持っている場

合、そこには大抵、企業による法律上の従業員に対する保護義務が関係してくるわけですが、例えば争議の原因でもっとも多い事由のひとつに「労働契約の解除（解雇）」の問題があります。この場合、解雇自体が不当であるという問題や、仮に従業員と解雇の合意をしても経済補償の問題が発生します。いずれにせよ従業員が不服とした場合、企業と従業員とで話し合って解決できればよいのですが、解決できなかった場合には従業員から企業を管轄している労働仲裁委員会に解決の申請を行うことがあります。労働仲裁委員会は労働局の外局であり、いわゆる準司法という存在になります。従業員がこの労働仲裁委員会に不服の事由や企業との話し合いの経緯、もしそれにまつわる証拠品があればそれも添付して仲裁申請を行います。

労働審判では最初から仲裁になるケースもありますが、大半は仲裁委員による和解発議となります。仲裁委員は企業と従業員双方からひととおり主張を聞いたあと、企業側に和解意思の有無を尋ねてきます。しかし従業員の要求イコール金銭の支払いということが多く、かつ日系企業の労働争議の多くは、企業が法律どおりに処理していても起こっているのです。

ここで、労働仲裁として受理されるべき争議内容について紹介したいと思います。一般的にはあまり知られていませんが、仲裁委員会の内部にて規定されているものです。

- 1、労働関係（雇用関係）そのものが原因で発生した紛争
- 2、労働契約の締結、履行、変更、中止、解除、終了により発生した紛争
- 3、解雇、離職、異動により発生した紛争
- 4、労働時間、休憩休日、社会保険、福利厚生、研修及び労働保護により発生した紛争
- 5、労働報酬、労災治療費、経済補償金及び賠償金により発生した紛争
- 6、企業が従業員に対し経済処罰（罰金）などの懲戒を行う際、報酬に影響させたことにより発生した紛争
- 7、集団契約の履行に関する紛争
- 8、従業員の人事書類の移転により発生した紛争
- 9、従業員の社会保険移転に関する紛争
- 10、労働者から保証金、担保金などの財物を受領した際に発生した紛争
- 11、労働者の本人確認証明書、学歴証明書、学位証明書、資格証明書などの差し押さえにより発生した紛争

このように労働局或いは労働仲裁委員会内部では、労働争議に関する大枠のフレームが設けられています。企業としては従業員に対して法律どおりの処理を行っていても従業員から労働仲裁を申請され、更に労働仲裁もそれを受理してしまうケースが多くなってきていることから、いつ従業員から訴えられるかわからない、そのようなリスクが年々高まってきていることは事実として企業は捉えておく必要があります。しかし翻って考えれば、企業は法律どおりに、しかし法律以上のことは避け、肅々と対応すべき姿勢もまた大切かと思われます。

5 企業にとっては大きなインパクト「中国賃金条例」

中国には既に「中国賃金条例」という法案があり、従前からその公布のタイミングを耽々と狙っています。ある意味この賃金条例は、2008年に施行された「労働契約法」をも上回るほどのインパクトを企業に対して与えるとも囁かれています。

賃金条例は2010年に第一次草案が起草され、3回の草案変更を経て、現在は中国法制弁公室内で公布を控えています。3回も草案変更があったのは、中国の業界団体から一斉の反対を受けてのことです。それだけ企業にとっては大きな影響を与える法案となっています。

本来この賃金条例は 2011 年内に公布される予定でありましたが、中国政府にとって悲願でもあった「中国社会保险法」が先に公布されてしまい、インパクトの大きい法律を同時に公布することで産業界の動揺を避けた当局が、賃金条例の公布を先送りした経緯もあります。

中国賃金条例の狙いは、「同一労働同一賃金」を実現する賃金体系モデルに関する行政機関からの指導、賃金の決定、安定した昇給保証、企業の業績を反映した賞与の決定とそのプロセスの確立などが挙げられます。このように、この賃金条例の目指すところが「従業員の処遇の確保」である以上、その通過機関である工会（労働組合）の存在は不可欠なものとなってまいります。即ち、賃金条例の施行と共に、一定の条件を満たした企業に対しては、強制的に工会を組織化させるというシナリオもそこには包含されているのです。従って現在工会を組織していない企業は、早晩のうちに組合を設立しなければなりません。また従来は企業が任意で、或いは工会に報告するだけで決定できていた昇給や賞与についても、賃金条例では工会の審議を経て決定することが求められてくると見られています。またこのように工会が審議を行う上で必要な企業の経営情報、例えば収支報告や資産状況に関し、企業は工会に対して積極的に開示していくことも同時に要求されることになるのです。

このように 2013 年は所得政策、従業員の労働環境・条件の保護、それを背後から支援する法律の公布等、企業の組織のあり方、企業と従業員との労使関係に対し、その価値観を根底から大きく揺るがす動きが予測されます。従業員の権益保護、権益意識はより一層進化し、それが故に企業は、マネジメント体制を再点検し、磐石なものとしていかなければなりません。冒頭でも述べましたように、「敵を知り、己を知れば、百戦危うからず」です。労務リスクを未然に防ぎ、中国における事業活動を更にステージアップさせていくためにも、現地の組織体制、本社の理解とバックアップは不可欠の課題になるものと思われます。

（執筆者連絡先）

清原学（m-kiyohara@preseed.jp）

プレシード代表、ジャーナリスト、中国人事労務コンサルタント。

1961 年兵庫県生まれ。学習院大学経済学科卒。中国の人事労務事情、中国労働関連法の第一人者。共同通信社、AT&T にて勤務後、上海・大連・無錫・ホーチミン・香港の駐在を経て、2004 年プレシード設立。中国進出日系企業の組織構築、人事制度設計、労務アドバイザーに携わる。企業の代理人として中国労働組合との交渉、労働仲裁・和解の法廷にも立つ。独立行政法人中小企業基盤整備機構国際化支援アドバイザー、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）上海センター人事労務相談契約、兵庫県中国ビジネスアドバイザー、京都外国語大学非常勤講師（国際経済学）等を務める。各地自治体、商工会議所、経営者団体等で年間 40 回以上の講演を行っている。



2013 年の中国経済政策の方向性～中央経済工作会议を踏まえた展望～

三菱東京UFJ銀行
経済調査室 香港駐在
シニアエコノミスト 范小晨

1. 2013 年の政策方針～「経済の持続的で健全な発展」及び「積極的な財政政策と穏健な金融政策」

2012 年 12 月 15 日から 16 日にかけて、共産党中央委員会と国務院の主催で 2013 年のマクロ経済運営方針と財政・金融政策を決める中央経済工作会议^(注1)が北京で開催された。

例年と同じように、本会議には、11 月の共産党中央委員会第一回全体会議で党総書記に就任した習近平氏をはじめとする中央政治局常務委員、各省・自治区・直轄市の共産党組織と行政組織のトップ、党中央と国家機関各部門、各地区軍隊、および中央政府直属企業の責任者が参加した。今回の会議は、習近平党総書記と中央政治局常務委員の新メンバーによる新政権発足後初めての経済工作会议であり、2013 年ないし今後 5 年間の経済政策の方針を定める会議として、目新しい政策内容に対する期待感があった。

会議では習総書記自ら発言し、国内外の経済情勢を分析したうえで、翌年の経済政策の方向性と課題を示し、「経済の持続的で健全な発展を促進する」を 2013 年の経済運営の目標とすることが発表された。前回（2011 年）の同会議での経済発展に関する記述が「安定的で比較的速い経済発展を促進する」であったのと比べると、政府の成長率維持に対する意識が弱まり、経済成長の「質」と「効率」重視の姿勢に変化している。

2013 年の財政政策と金融政策については「積極的な財政政策と穏健な金融政策」を実施するとした。これは過去 2 年と同じ表現であり、新政権が政策の継続性を強調しているとみられる。具体的な施策として、インフラ分野での公共投資の強化、社会融資総額の適度な拡大と貸出の適度な増加の維持、実体経済発展のための融資コストの引下げなどが提起された。

投資に関して、2012 年後半から中央と地方政府による新規投資に対する認可が加速したため、2013 年にかけて都市建設や民生関連の大型インフラ投資プロジェクトの着工が引き

^(注1) 中央経済工作会议：毎年 12 月上旬に共産党中央委員会と国務院が開催。翌年の経済運営方針と財政・金融政策を決める上で最も権威がありかつ重要な会議である。

続き増加し、投資が活発化するとみられる。投資資金の調達に欠かせない新規貸出の推移を見ると、年後半から伸び率が逆に低下傾向にあり、新規投資の増加による資金需要増加とのギャップが大きい（図1）。

また、銀行貸出、銀行オフバランス融資、企業債券や株式による直接調達などを含む社会融資総額の推移を見ると、2012 年後半から投資の増加に伴って着実に伸びている。金融機関が銀行貸出よりも委託貸付、信託貸付などの銀行オフバランス融資に積極的であり、企業の調達コストが押し上げられ、企業収益を圧迫している状況がみてとれる（図2）。

このような背景により、今回の会議では社会融資総額の適度な拡大と貸出の適度な増加の維持、実体経済発展のための融資コストの低下が提起されたわけである。

図1 新規投資と新規貸出の伸び状況

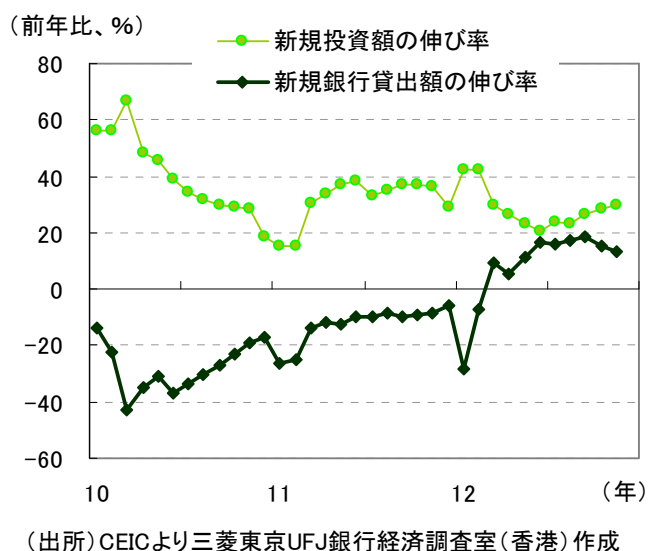
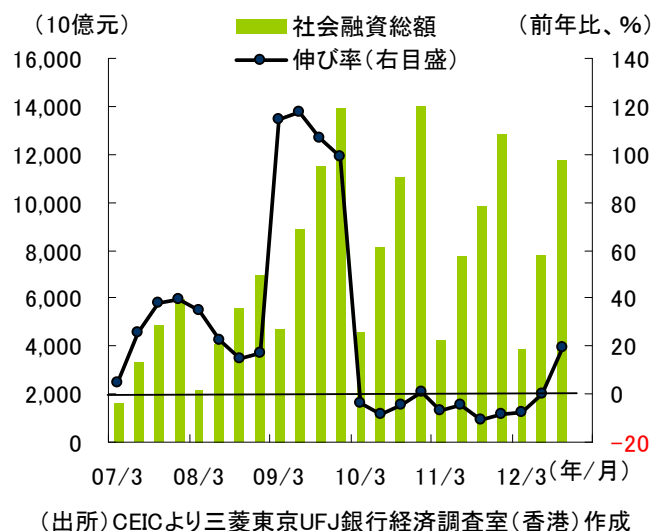


図2 社会融資総額の推移



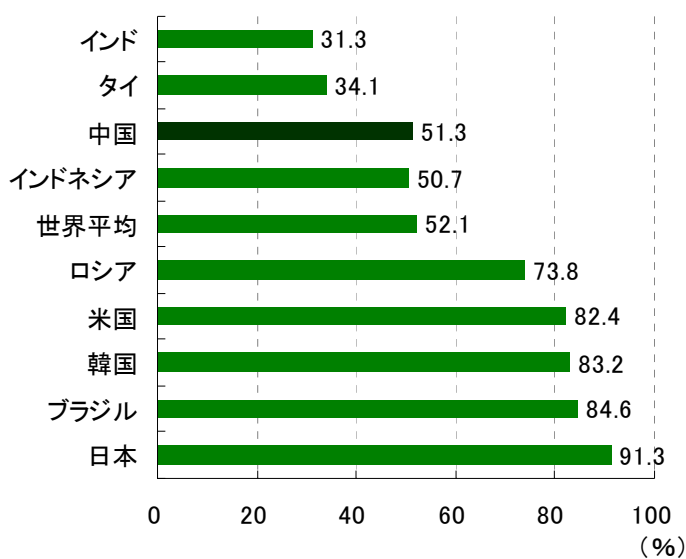
2. 都市化の積極的な推進～内需拡大の大きな原動力となる

今回の経済工作会議において、2013 年の主な政策として、経済の持続的で健全な発展とともに、都市化の積極的な推進、産業構造の調整、経済体制改革の深化などの内容があった。中でも特に都市化の推進は内需拡大の鍵であるだけでなく、産業構造への影響も大きいと、今後の主要政策として提起されたことが注目される。

(1) 今後 20 年をかけて都市人口は更に 3 億人増加

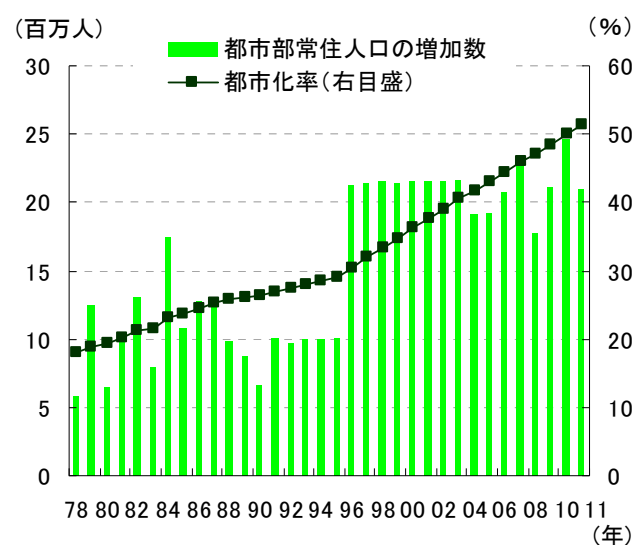
中国の総人口に占める常住人口^(注2)の比率でみた 2011 年の都市化率は 51.3%であった。これは先進国の平均約 80%にはほど遠く、世界平均の 52%よりも低い。更に中国と発展段階の近い発展途上国の平均値 60%にも達していない(図 3)。実際、1996 年以降、中国の農村から都市への移転人口は毎年 2,000 万人を超えており、これは欧州の中レベルの国の総人口を超える規模に相当する(図 4)。

図3 世界主要国及び中国の都市化率状況



(出所)CEIC、国連World Urbanization Prospects(2011)より
三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

図4 中国の都市化率と都市部常住人口増加数

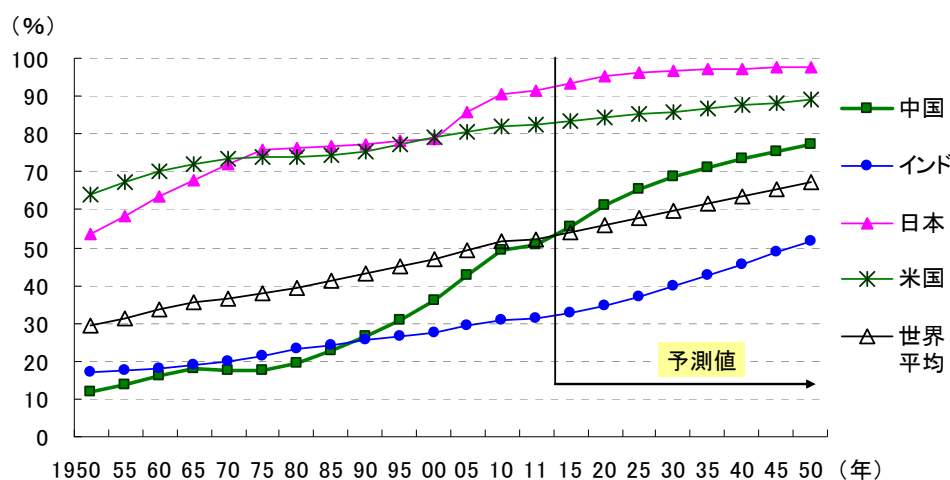


(注)都市化率は総人口に占める都市部常住人口の比率
(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

過去 10 年間の中国の都市化率は年平均約 1.4%の速度で上昇してきた。国連によると、経済成長につれて中国の都市化率は今後 20 年で更に 20%上昇し、2035 年には約 71%に達すると予測されている(図 5)。つまり、今後 20 年をかけて中国の都市常住人口は更に 3 億人程度増加するとみられており、これは米国の総人口の規模に匹敵する。

(注2) 常住人口：一つの地域に連続して半年以上居住した人口を指す。

図 5 世界各国都市化率の推移と予測



(出所) 国連より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

(2) 農村人口の減少と都市人口の増加による内需拡大

中国にとって、都市化の過程とは農民が市民に変化する過程であり、農村人口の減少と新たに都市部に定住する人口の増加は中国経済の発展に多大なシナジー効果をもたらし、内需拡大の大きな原動力になると見られている。

まず、都市化の進展によって農業に従事する人口が減少し、農村人口の生産と生活モデルに大きな変化が生じると見られている。世界と比較すると、中国の農業における土地生産性は高いものの、労働生産性は低い。中国の農村には人口が多い一方で農業用の水と土地資源が不足しており、大規模な農地経営による農業近代化の推進が難しい。今後、農村人口の都市部への移転に伴い、農民一人当たりの資源占有規模は相対的に高まる。これにより農業の労働生産性と農産物の商品化率が高まり、農業の規模の経済性と市場化レベルが向上する。結果的に、近代農業化が促進され、農民の収入が向上し、農民の消費力が改善される。

また、新たに都市部に定住する人口の増加により、消費と投資の両面で内需拡大を期待できる。

消費の面からみれば、現在、都市部住民の収入と一人当たりの消費支出は農村住民の3.1倍である。一人の農民が市民となった場合、一人の国民としての収入と消費が少なくとも2倍以上は向上することを意味する。都市部に住む市民が増加するにつれて、消費市場は大きく拡大していくこととなる。

投資の面からみれば、農民が市民になるためには、都市部のインフラや公共サービス・施設および住宅の供給が必要であり、広範囲にわたり投資の拡大余地があると言える。最近の中国政府系研究機関の予測によると、都市人口が一人増加すれば、約10万元の固定資

産投資が創出されるとされている。この予測に基づけば、今後約3億の農民が都市部市民となることによって、30兆元の投資需要が創出される計算となる。都市化に関わる各種公共投資とインフラ投資は、中国の様々な投資分野の中でも、最大規模の分野と位置づけられることとなろう。

3. 経済体制改革の深化と産業構造の調整

今回の経済工作会议において、経済体制改革の深化と産業構造の調整は2013年経済工作の重要な政策として提起された。

(1) 経済体制改革の深化

これまでに打ち出された改革措置をしっかりと実行に移すと同時に、喫緊の課題を解決するために、新たな改革措置を速やかに打ち出さなければならないことを強調した。特に、改革を全面的に深化させるトップレベルデザインを深く研究し、改革の全体的な計画、改革のロードマップ及びタイムテーブルを明確に示さなければならないと要求していることが注目される。

改革の分野として、所得分配制度の改革、資源価格の改革、財政・税制改革などの多岐にわたる分野が掲げられているが、中でも都市化の推進に直接かかわる戸籍制度の改革、土地制度の改革及び基本公共サービスの均等化改革などの推進優先度は最も高いとみられている。中国には人口を農民籍と市民籍に分ける中国特有の戸籍制度があるが、この戸籍ベースでの都市化率はまだ34.7%にとどまり、常住ベースの都市化率(51.3%)との格差が16.6%に上る(図6)。

政府発表によると、2011年の中国の農民工総数は約2.6億人に達する。彼らは都市戸籍を持たない関係で市民としてみなされておらず、所在都市の社会福利保障の対象から除外され、都市部で安定した就職先があっても、戸籍を持つ都市部の市民と同様に最低生活補償の受給、低所得者向け住宅の購入・賃貸、子供の一般学校での入学機会などが得られていない。いわゆる市民として扱われておらず、「半市民」状態に置かれている。

市民になる目処の立たない農民工は、農村にいる家族を呼び寄せて都市部で定住するハードルが高く、都市部での消費を極端に控えて貯蓄を増やす傾向が強い。また、公共サービス関連の都市計画に関しても、外来の農民人口の増加を考慮に入れるかどうかによって大きな違いが出る。このように、戸籍制度に制約された社会保障や公共サービス面での差別待遇の存在は、中国の都市化の進展を阻害しているとも言える。

今後の都市化の過程において、戸籍制度の改革、土地制度の改革と基本公共サービスの均等化改革などを計画的に推進する必要がある。農民工関連の既存諸問題に対しては、まず、農民工の都市部での定住条件を徐々に自由化し、次に農民工が都市部で享受可能な基

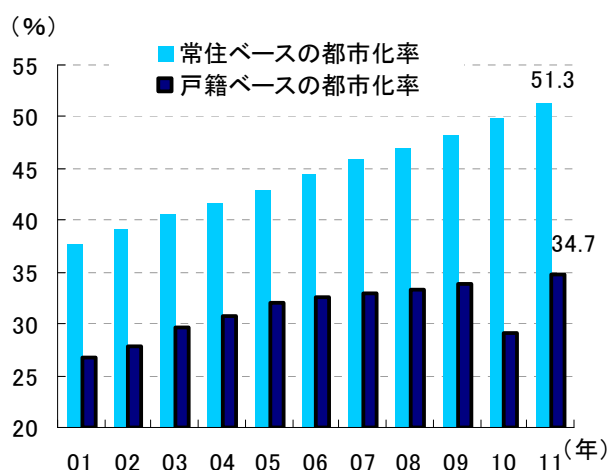
本公共サービスを拡大し、更に農民工を対象とする健全な市民化推進メカニズムを整備していくことが求められている。

(2) 産業構造の調整

都市化が進展する過程において、産業構造の調整は避けて通れない課題であり、特にサービス業は農村住民が都市部で就業する際の最大の受け皿となることが期待されている。2011年のサービス業を中心とする第三次産業のGDPに占める比率をみると、先進国の場合は70～80%程度であるのに対して、中国は43%となっており、まだ日本の1960年代前半頃の水準にとどまっている(図7)。

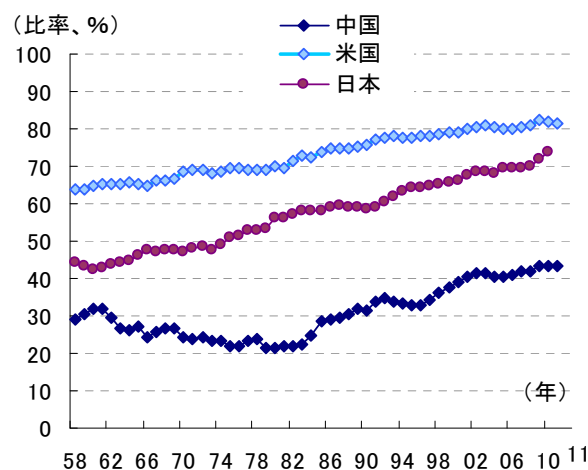
生産と生活にかかわる各種サービス業の発展を促進し、都市へ新たに転入する農村住民の就職先を創出する必要がある。今後、このような産業構造の調整を支援する財政・税制面の政策が打ち出される可能性があるとする。

図6 常住と戸籍ベースの中国の都市化率



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

図7 中・日・米GDPに占める第三次産業の比率



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

(以上)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

(執筆者連絡先)

㈱三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 香港駐在 范小晨
住所: 6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
TEL: 00852-2823-6718 Email: xiao_chen_fan@hk.mufg.jp



中国鉄鋼業界(後編)

三菱東京UFJ銀行(中国)
企画部 企業調査チーム
上席調査役 吉田 常誠
アナリスト 郭 擎晴

前後編2回に分けて、中国鉄鋼業界について触れているが、後編である本稿では、中国鉄鋼業界の今後の見通しを簡単にまとめた。

1. 今後の見通し

(1) 要約 (図表1)

世界の鉄鋼需要は一旦回復すると見込まれるが、中国における鋼材需要成長の鈍化を背景に、世界全体の鉄鋼産業の成長は鈍化する見通し(図表2)。一方、鉄鋼メーカーを苦しめている過当競争、供給過剰状態は、中国国内の業界再編に代表される業界構造改革、生産調整の進展により、改善が見込まれ、それに伴って鋼材価格は、ある程度の回復が見込まれる。ただし、力強い需要成長が見込めないことから、価格上昇余地は限られよう。

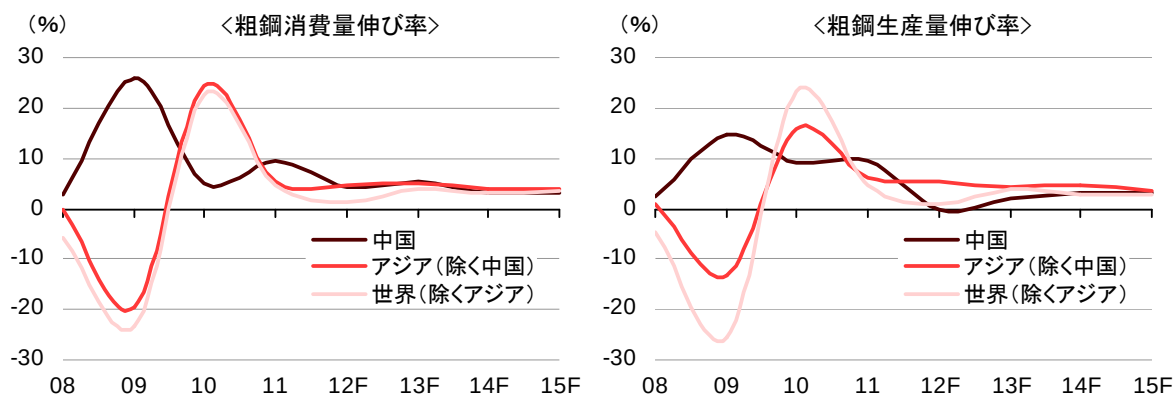
鉱山大手の増産を背景に、鉄鋼原料は供給過剰に陥ると見られることから、原料価格は低迷し、鉄鋼メーカーの-marginは総じて回復傾向をたどると予想される。

《 図表1：世界の鉄鋼業界の中期的な方向性 》

国・地域	中国	アジア新興国(中国以外)	先進国
需要	回復するも鈍化へ	安定成長	改善するも成長力は乏しい
供給	拡大ペースは鈍化	新設備導入により拡大	横ばい、国によっては削減
需給バランス	供給過剰は徐々に緩和	供給不足は減少へ	供給過剰は残る
競争環境	改善の方向	激化するも依然安定	厳しい状態が続く
鋼材価格	回復するも急激な上昇は期待薄		
原料価格	下落		
鉄鋼メーカーの収益性	やや改善		

(資料) 企業調査チーム作成

《 図表2：世界の鉄鋼需給トレンド 》



(資料) WSA、各種資料より企業調査チーム作成

(2) 需要見通し

現在、世界的に経済環境が悪化するなか、経済の収縮にさらされる EU では鉄鋼需要は縮小しているし、経済成長が鈍化する中国でも、投資の停滞により鉄鋼需要の成長は減速している。今後は、一旦需要回復が見込まれるものの、その後の成長は力強さを欠き、成長速度は総じてこれまでの実績を下回る見込み。

中国では、2013 年は、金融緩和や成長底支えのための投資促進策導入などにより、固定資産投資が回復すると見込まれ、鉄鋼需要は回復すると期待されている。

中長期的には、鉄鋼需要の伸びは鈍化する見込み。これまでと同様、中国の鉄鋼需要を建築・インフラ投資関連が支える状況は変わらず、需要量の拡大は続くものの、その構成比は徐々に低下し、機械、自動車が構成比を高めていく。投資依存からの経済構造転換が徐々に進むなか、鉄鋼需要伸び率はこれまでと比較して低位に留まると予想される。

一方、政府計画によれば、自動車用表面処理鋼板や、高圧機器用鋼板、建設用の高強度鉄筋などの高付加価値鋼の需要が高まると予想されている（図表 3）。

《 図表 3：主要高級鋼材の需要見通し 》

タイプ	2010 (百万トン)	2015 (百万トン)	CAGR
高強度鉄筋	5,650	11,200	14.7%
合金ばね鋼	260	450	11.6%
ステンレス鋼	940	1,600	11.2%
自動車向け冷延亜鉛めっき鋼板	835	1,400	10.9%
合金工具鋼	30	50	10.8%
圧力容器用鋼板	100	160	9.9%
パワープラント向け圧力ボイラー管	48	70	7.8%
軸受鋼	370	500	6.2%

(資料) 「鉄鋼業界第 12 次五カ年計画」より企業調査チーム作成

比較的速い需要成長が期待できる地域もある。東南アジアにおける鉄鋼需要は依然旺盛であるし、2014 年のサッカーワールドカップ、2016 年のオリンピックに向けてインフラ整備が進むブラジルを含む南米も高い需要成長が見込まれる。

しかし、日本、欧州などの先進国の多くでは需要は停滞。北米は、これまで自動車生産や住宅建築が落ち込んでいたことの反動もあり、向こう数年間はやや高めの需要成長となりそうだが、その後成長率は落ち込むと予想されている。

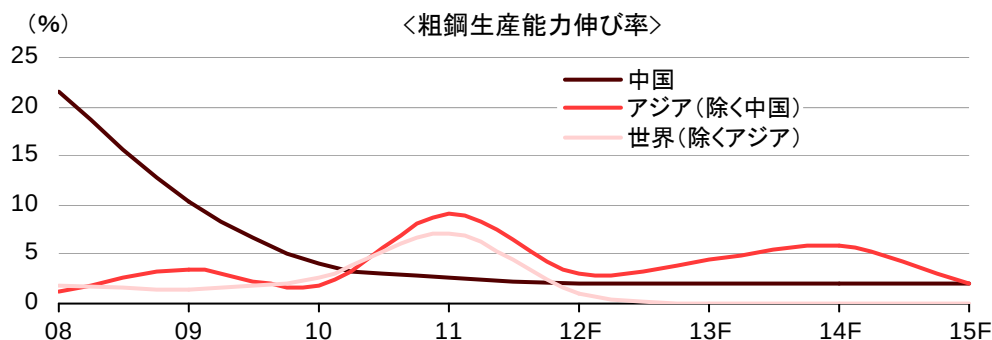
(3) 供給見通し

中国では、最近の鉄鋼メーカーの収益率の低下や、環境負荷軽減のための投資コスト上昇により、鉄鋼メーカーの設備投資意欲が減退している。政府による投資認可の抑制もあいまって、新規の生産能力追加は減少傾向。老朽化設備の廃棄も徐々に進展すると見られ、生産能力の拡大は今後鈍化していく見込み^(注)（次頁図表 4）。

生産能力の伸びが需要の伸びを下回って推移することから、中国国内の供給過剰は徐々に減少していくと予想される。

(注) 今年複数の大型プロジェクトが認可されたが、老朽化設備の廃棄がセットになっていると言われており、供給過剰に陥っている需給環境をさらに悪化させないよう配慮された。

《 図表 4：粗鋼生産能力成長見通し 》



(資料) WSA, 各種資料より企業調査チーム作成

中国以外については、東南アジアでは現状鋼材生産能力が不足し、日中韓台からの輸入に依存していることから、高炉建設を含む生産能力拡大が行われている^(注)。これらが稼働すれば、東南アジア域内の需給は一旦緩和に向かうと予想されるが、域内の安定的な需要成長が続くことを背景に、輸入に依存する構造自体に大きな変化は生じない見込みである。

(注) 現状、東南アジアには高炉がなく、電炉によって粗鋼が生産されているため、高級鋼板は生産できない。そのため、域外からの鋼板輸入、もしくはスラブを輸入して域内で圧延することで、需要を満たしている。現在、ベトナム、インドネシア、マレーシアに高炉一貫製鉄所を建設中であり、2010年代中ごろには稼働が始まると見られる。これにより、東南アジア域内の生産能力は拡大する。

このほかの地域では、生産能力の変化は限定的。北米では、足元では需要増にあわせて増産する結果、稼働率の改善が見込まれる。欧州では需要が落ち込んでいることから稼働率は低迷。一部では設備の廃棄も行われるとの見方も出ている。

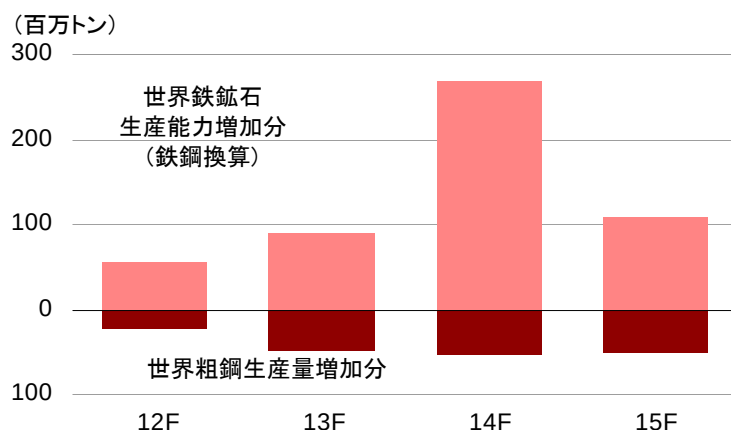
(4) 鉄鉱石需給バランスと価格の見通し

グローバル鉱山メジャーの大型鉱山開発が相次いでおり、鉄鋼原料の生産能力は今後拡大が続く(図表5)。

一方、中国を中心に粗鋼生産量の伸びが鈍化するのに伴って、原材料需要の成長も停滞するため、原材料の需給は供給過剰になる可能性が高い。

その結果、現在高値圏で推移している鉄鋼原料市況は、今後下落トレンドをたどるものと予想される。

《 図表 5：世界の鉄鉱石需給予測 》



(資料) WSJ, 各種資料より企業調査チーム作成

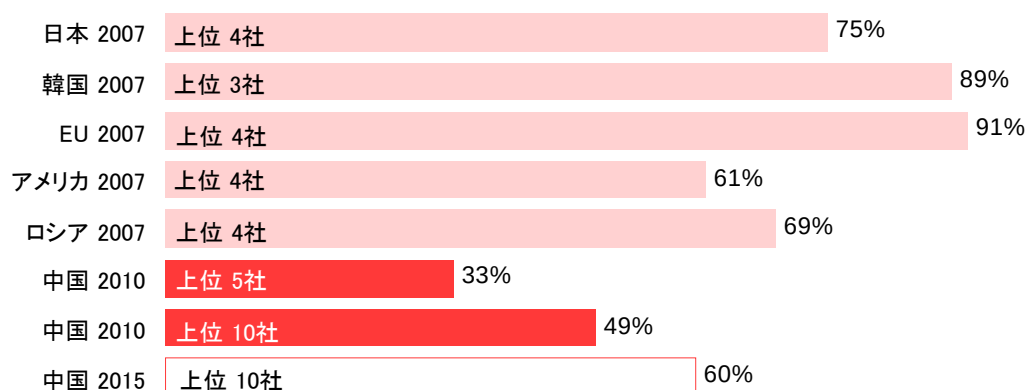
(5) 中国の鉄鋼業界競争環境と収益環境

上述のとおり、中国鉄鋼業界は上位 10 社の市場シェアが現状 50%程度であり、先進国と比較して小さい。このため、市場規律が働きにくく、過剰投資、過剰生産になりやすい^(注)。政府から見ても、業界に対する統制が利きにくいのが現状。そのため、現在の「鉄鋼業第 12 次 5 年計画」では、上位企業の M&A を通じて、上位集中度を 2015 年までに 60%に高めることを企図している（図表 6）。

明確な再編計画が明らかになっているわけではないが、河北、宝山、鞍本、武漢、首鋼、山東、太原といった国有大手企業を核に、同じ省内のメーカーを統合していく形がもっとも自然。ただし、業界構造の目に見える改善のためには、省をまたぐ再編は不可避で、中央政府の決意が試される。

（注）日本の鉄鋼業の歴史を紐解くと、合併して圧倒的なシェアとなった新日鐵が、自ら身を削りながら業界全体としての過剰生産能力を削減してきたが、現在の中国では新日鐵に相当する鉄鋼メーカーが存在していない。

《 図表 6：鉄鋼業界の上位集中度比較 》



（注）中国の上位 5 社／10 社の市場シェアは、集計基準の相違により前編の図表 9 とは整合しない。
（資料）各種資料より企業調査チーム作成

こうした政策が進展すれば、上位集中度上昇により、市場規律の回復、不毛なシェア争いによる過剰な価格競争の回避が期待されるものの、現実的には、地方政府などが抵抗勢力となるため、現在の断片化された市場環境はすぐには解消されないと見られる。そのため、短期間で供給過剰体質が完全に解消されると期待するのは非現実的で、鉄鋼メーカーの事業環境の改善には、需給バランス自体の改善もあわせて必要であろう。

それでも、中期トレンドとしては、鋼材需給ギャップの改善、業界再編による過当競争の緩和、原料価格の下落という方向感が期待され、中国鉄鋼メーカーの収益環境は改善傾向をたどるものと考えられる。

なお、世界の鉱山業界の寡占度は鉄鋼業界とは比較にならないほど高いことから、交渉の構図には大きな変化は見込めないものの、原料需給環境の変化も生じることを考慮すれば、交渉状況は鉄鋼メーカー有利にシフトすると見込まれる。

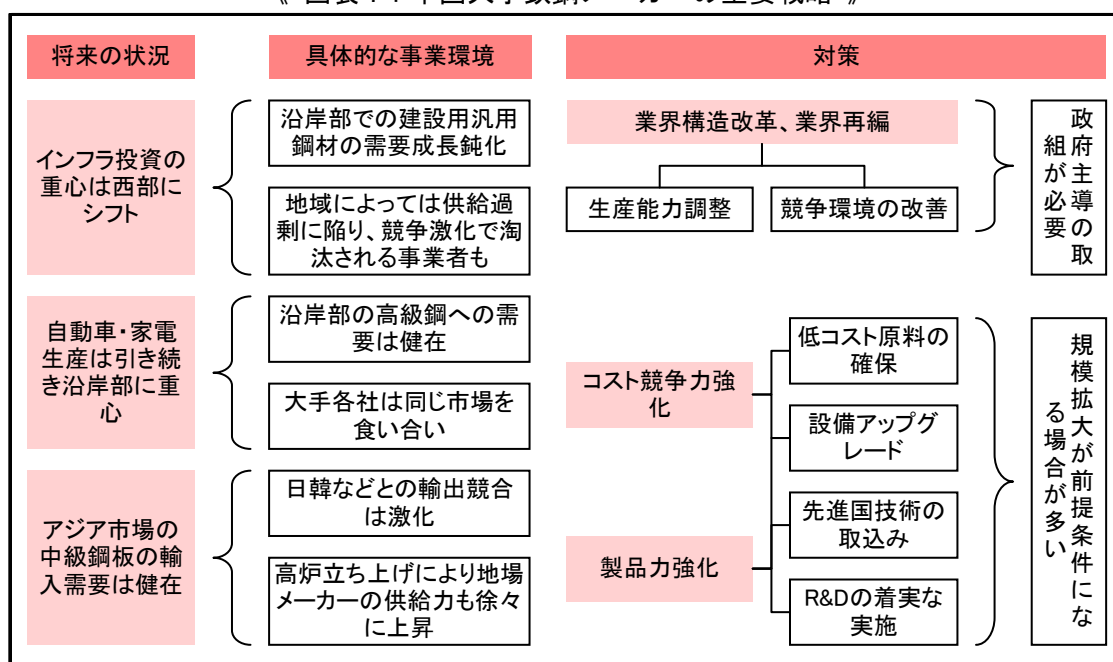
2. 中国鉄鋼メーカーの戦略

合従連衡によりスケールメリットを追求しつつ、資源権益獲得や設備投資、R&D に取り組む体力を蓄えることは、政府の産業政策と合致するとともに、個社として実践が可能な戦略であり、大手鉄鋼メーカーにとっては「王道」といえる。

しかし、需要成長が徐々に頭打ちになると予想される状況下、需給環境の改善と政府の産業構造改革の後押しによって過当競争が解消されない限り、鉄鋼メーカーの収益環境の抜本的な改善は困難。そのため、各社の戦略以前の問題として、政府の対応に依存する面は引き続き強いことは留意が必要。

なお、これまでは表面上経営統合していても、実際の合理化効果は出ていないケースが多く見られたが、戦略上のメリットを実際に享受するためには、「真の」経営統合を進めることが不可欠で、各社の努力が求められよう。

《 図表 7：中国大手鉄鋼メーカーの主要戦略 》



(資料) 企業調査チーム作成

上記戦略は、主に大手企業を対象としたもの。それ以外の中堅・中小鉄鋼メーカーが同じ戦略を採用することは困難であり、別途の戦略オプションを検討する必要があると予想される。

中堅・中小鉄鋼メーカーが独自性を発揮している例として、市場のゆがみを利用したニッチ戦略があるが(図表 8)、こうした市場のゆがみは長期にわたって持続するものとは考えられないため、常に機動的に戦略の軌道修正や練り直しが必要となろう。

《 図表 8：中堅・中小鉄鋼メーカーのニッチ戦略の事例 》

R&Dに注力、先進国外資との技術提携などにより、特殊高級鋼を中国で生産	鋼板類など高付加価値鋼全体としては供給過剰だが、特に高い技術水準のものは依然として輸入に依存。R&Dに注力し、生産量を追わず海外の進んだ技術をいち早く導入することで、価格競争を回避し、高い収益性を確保。 高付加価値であっても市場が小さいので大手には手が出しにくいニッチ分野での競争力を確立した。
インフラ投資が活発化する西部での局所的な需給ギャップ取り込み	西部におけるインフラ開発が鉄鋼需要を急激に増加させるなか、局所的な生産能力不足が生じており、それを取り込むことでローカル市場における価格支配力を確立、高い収益性を享受。

(資料) 企業調査チーム作成

3. 結論

世界的に経済環境が悪化するなか、経済の収縮にさらされる EU では鉄鋼需要は縮小しているし、経済成長速度が鈍化する中国でも、投資の停滞により鉄鋼需要の減速が顕著に。需給バランスの悪化により、鉄鋼メーカーの価格支配力は世界的に低下しており、鋼材価格の下落が続いている。依然として高値圏にある原料価格の販売価格転嫁ができないことにより、鉄鋼メーカーのマージンは悪化しており、2012 年に入り赤字に転落する事業者が続出している。

今後は、需要の緩やかな回復により需給バランスは改善していくと予想される。中国では、金融緩和や成長底支えのための投資促進策導入などにより、固定資産投資が回復すると見込まれ、鉄鋼需要は 2013 年には回復。米国も自動車生産の回復が鉄鋼需要を押し上げる見込み。東南アジアでは堅調な需要が続く。

ただし、中国では 2014 年以降、鋼材需要成長は再び鈍化が見込まれるほか、先進国における成長余地は限定的であり、総じて世界の鋼材需要拡大は鈍化していく見込み。

一方、鉄鋼生産の伸びが鈍化するなか、鉄鋼原料の供給能力は当面拡大が予定されており、需給緩和により原料価格は低下が見込まれる。

こうした結果、鉄鋼メーカーのマージンは総じて回復基調をたどると予想される。

中国鉄鋼業界は、個々には世界的にも巨大な国有大手企業が相応の存在感を示すものの、多数の中小民営企業がひしめき断片化された業界構造。利益より市場シェアを重視する国有企業の存在が過剰投資や過剰生産を助長しており、健全な産業発展のためには業界構造改革が不可欠。

しかし、各省に点在する国有鉄鋼メーカーは地方経済を支える役割を果たしており、中央政府の強力なリーダーシップなしでは業界再編は進みにくい状況。

中央政府は業界再編を進める意思を示しているものの、地方政府の協力を得るのは難しく、短期間で大きな進展を見込むのは難しいが、中期的には徐々に進展が見られよう。

これまで、需要の過半が建設、インフラ投資など固定資産投資関連で、建設用鋼材への需要は大きかった。今後もこうした分野が大きな割合を占めることに変わりはないが、沿岸部における建設用鋼材需要は徐々にピークアウトする見込み。一方、自動車、機械向けの高級鋼の需要は沿岸部中心に拡大が予想されるし、東南アジア向け中～高級鋼板の輸出も当面は可能と見られる。

大手鉄鋼メーカーは、需要が高まる高級鋼への対応力を高めるため、技術開発への不断の投資が求められるし、原料調達に有利な沿岸部での新鋭設備導入や、設備のスクラップ&ビルドを進めていくことが必要。同時に、規模の拡大やコスト競争力強化により投資余力を蓄えていくことも求められる。ただし、鉄鋼メーカーの自助努力には限界があるため、政府主導の業界再編が期待される。

一方、中堅鉄鋼メーカーは、大手と同じ戦略は採り難いため、市場の「ゆがみ」を利用し大手との直接の競合を避けつつ、業界再編において有利な立ち位置を模索していくことになるだろう。

以 上

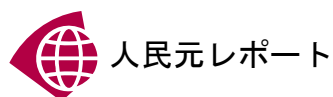
(執筆者連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行(中国) 企画部 企業調査チーム

吉田 常誠 TEL: 86-21-6888-1666 内線 5050 Email: tsunenobu_yoshida@cn.mufg.jp

郭 擎晴 TEL: 86-21-6888-1666 内線 5363 Email: guo_qing_qing@cn.mufg.jp

住所: 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯重大厦22楼 FAX: 86-21-6888-1665



中国市場の対外開放 / 人民元の金利・為替自由化の進展状況

三菱東京UFJ銀行（中国）
環球金融市場部 高田敏雄

2012年11月中旬、国家外貨管理局（以下「SAFE」）は、外貨管理・投資の基準緩和を発表した。同年中には、中国人民銀行（以下「PBOC」）より、一部地域限定ではあるが、人民元クロスボーダー送金の事務簡素化も施行されるなど、国外との資金取引の利便性を向上させる動きが続いている。また、中国国内では、預貸金利の設定自由度や為替取引の日中取引レンジが拡大されるなど、金融市場の自由化に向けた制度変更が相次いだ。

本稿では、2012年中に中国内で生じた金融市場の制度変更や規制緩和の動きを、今一度振り返る。その後、今尚課せられる主な規制概要について言及したい。

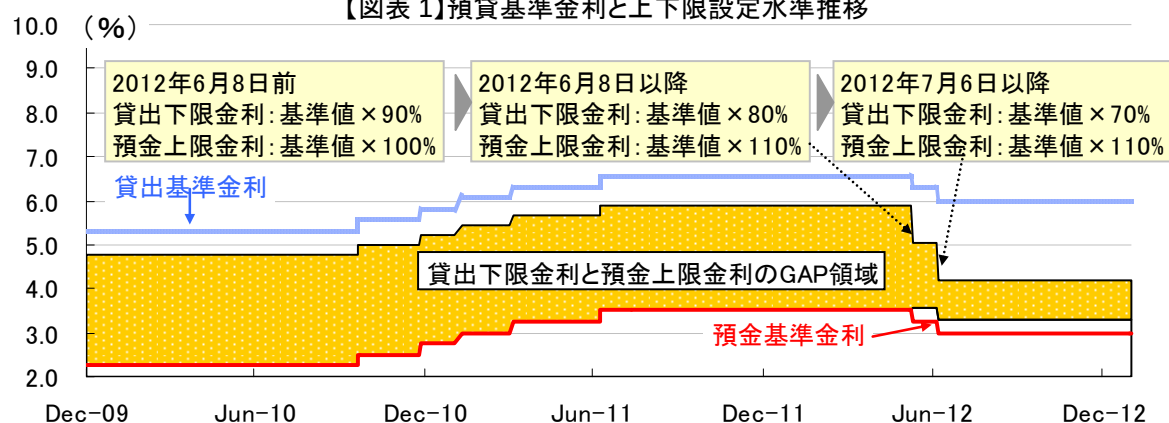
1. 2012年に実現した主な制度変更・規制緩和

(1) 預貸金利の設定自由度拡大

PBOCは、2012年6月、7月と2ヶ月連続で基準金利の引き下げを決定した。基準金利の引き下げは、リーマンショック直後に連続利下げを実施して以来約3年半ぶりとなったが、2011年末以降預金準備率が連続的に引き下げられるなど、既に金融緩和局面に入っていたことから、タイミングを除けば、市場参加者の予想に沿った動きであった。

一方、同時に発表された預貸金利の上下限ルール変更見直しは、驚きのあるものであった。貸出下限金利は2ヶ月連続でレンジ幅が引き下げられ（「基準値×90%」⇒「基準値×70%」）、預金上限金利は、初めて基準金利を上回る水準（「基準値×110%」）への設定が認められた。同決定は、現行の金融システムを維持しつつ、金利水準の決定における銀行の裁量余地を拡大する動きと言える。今後は、銀行の体力に応じる形で、徐々に呈示利回り差が生じる局面が示現しそうだ。

【図表1】預貸基準金利と上下限設定水準推移



（出所）BloombergよりBTMUC作成

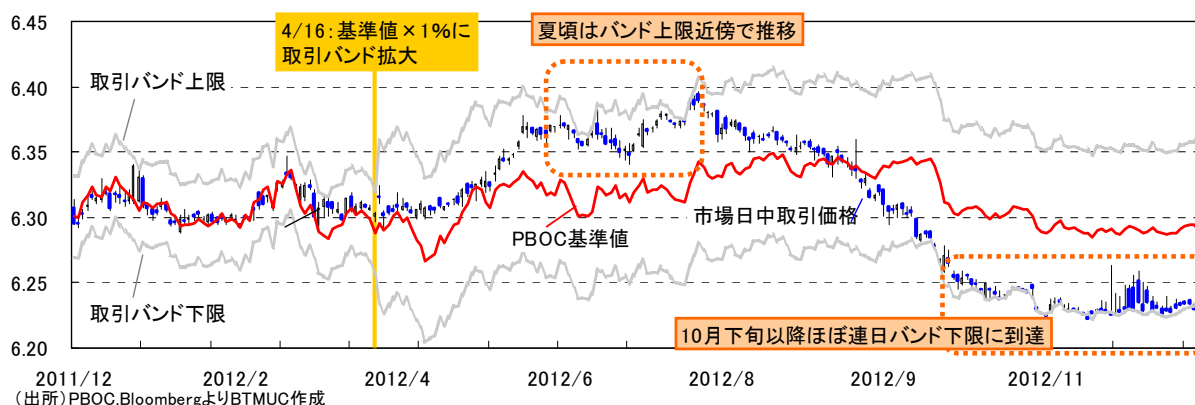
(2) 為替取引バンドの拡大

2012年4月、PBOCは、銀行間直物市場における人民元の対米ドル日中変動幅を、PBOC基準値の $\pm 0.5\%$ から $\pm 1\%$ へ拡大すると発表した。日中変動幅の拡大は、2007年以来約5年ぶりに実現（前回は $\pm 0.3\%$ から $\pm 0.5\%$ への拡大）。同変更は、中国が人民元為替相場を操作しているとの諸外

国の非難に対し、日中取引バンドを拡大した上で、人民元の水準決定は市場の需給に沿ったものであることを強調しようとする動きであったと解される。

但し、その後の動きを見る限り、上下 1%の取引バンド幅は、中国内で外為取引を遂行する上で、十分なものとは言えなさそうだ。PBOC 基準値の決定プロセスが必ずしも透明性のあるものと言えないなか、取引バンドの上下限がキャップ/フロアとなる格好で為替水準の値動きが制限される事象が頻発している（図表 2 参照）。今後も暫くの間、PBOC 基準値、取引バンド、為替ポジション規制の其々が連動しながら、管理された外為取引の体系が維持されそうだ。

【図表 2】USDCNY 相場推移と取引バンド限界値の動き



(3) 人民元クロスボーダー送金事務簡素化

上海 PBOC は、2012 年 6 月に人民元クロスボーダー送金の事務簡素化を認める通知を發布した。通知によれば、当局よりパイロット銀行の承認を受けた銀行が、（各行選定の）パイロット企業と行う人民元クロスボーダー送金を実施する際、都度のエビデンス徴収が不要となった。同制度は、その後、広州や北京地区でも導入され、更に複数の地域で導入に向けた準備が進められている。

尤も、事務簡素化の取り扱いが認められた企業でも、送金エビデンスの提示を省略出来る訳ではない。各企業は、一定期間毎にインボイス等のエビデンスを取引銀行に提出する必要がある（上海はサンプルチェック）、簡素化領域は限定的なものに留まっていると言えよう。

【図表 3】上海地区の事務簡素化手続き概要

対象行	上海PBOCの認可を受けた銀行
対象先	銀行に事前申請し、当局から許可を受けた企業(※) (※)銀行との取引関係や対外決済の安定状況等の形式要件を満たす必要あり
手続き変更点	①送金の都度インボイス等のエビデンス提出をする必要なし。 送金時に決済支払説明書の提出で代替 ②但し、銀行は当局より一定期間毎のエビデンスチェックを求められており、企業は一定期間保管する必要あり

(出所)上海 PBOC 通知文より抜粋

(4) QFII（適格外国機関投資家）申請資格の緩和・投資枠の拡充

中国证券监督管理委员会（以下「CSRC」）は、2012 年 4 月に QFII 投資限度額の上限を、2007 年に設定した 300 億米ドルから 800 億米ドルまで引き上げることを発表。当局による QFII 資格付与と投資限度額の承認ペースを加速させた。また、同年 7 月には、QFII の申請資格、口座開設、投資範囲及び持株比率に対する規制緩和を発表した。

これら QFII 関連の緩和策の背景には、2012 年以降の株式市場の低迷があるようだ。QFII 承認額を引き上げ、オフショアからの投資を呼び込むことで、中国内金融商品の買い支えを期待して

【図表 4】QFII 承認状況推移

	2010年末	2011年末	2012年末
QFII資格取得合计数(CSRC承認)	106社	135社	207社
年間増加先数	+13社	+29社	+72社
投資承認合计数(SAFE承認)	97社	111社	169社
年間増加先数	+13社	+14社	+58社
投資承認額合計(百万ドル)	19,700	21,600	37,443

(出所)SAFE(年次報告・統計)、CSRCよりBTMUC作成

いるものと見られる。2012 年中は QFII 新規資格取得者が 72 社、投資枠承認社が 59 社となり、共に前年比倍以上の増加となった。中国当局の動きが加速したことを裏付ける結果と言えよう。

(5) 国外からの外貨管理・投資の基準緩和

SAFE は、2012 年 11 月に、外貨取引に関する手続き緩和を公表した。具体的には、直接投資時の SAFE 事前審査・認可取得手続きや外貨資本金口座に対する制約の一部廃止、中国域外向けの貸付取引に関する条件緩和等が盛り込まれた（詳細図表 5）。同緩和により、煩雑であった外貨資本金処理が簡素化され、域外との外貨資金取引が活発化することが見込まれる。

2011 年下旬には、人民元建直接投資（人民元 FDI）に関する通達が発布され、域外資本金送金において人民元建比率が上昇した。今回の SAFE からの発布により、資本金送金において人民元建・外貨建比率にどのような変化が生まれるのか、要注目だ。

【図表 5】外貨管理・投資の主な基準緩和内容

口座開設	・外貨資本金口座開設数制限の廃止 ・企業所在地以外の遠隔地における外貨資本金口座、資産現金転換口座開設制限の廃止
事前審査	・直接投資取引に関する外貨転及び対外支払の外貨管理当局での審査許可の廃止
子一親ローン	・域外親会社向けに、中国子会社の未分配利益の貸付を解禁

(出所)SAFE 通達より抜粋

2. 取引種類別の規制・未開放事項

2012 年中には、上述のような規制緩和や開放の動きが見られたものの、今尚、中国においては各取引において規制や未開放事項が存在する。以下、現在存置されるものの、将来的には緩和が期待される主な制約事項を列挙したい。

(1) クロスボーダー取引

① 仕向/被仕向送金

- オン・オフ間の資金送金は、人民元建・外貨建共に解禁済。但し、実需原則は徹底されており、經常取引であればインボイス等のエビデンス提示、資本項目であれば当局事前確認が原則必要とされる。

② 人民元の為替・デリバティブ取引

- 中国内の銀行がオフショア金融機関と人民元為替売買を行う際には、以下条件が課せられる。

- (i) 取引相手が自行に口座開設済の域外金融機関であること
- (ii) 直物取引限定
- (iii) (取引相手の為替売買が) 貨物貿易目的であること
- (iv) (取引相手が) 購入した人民元は 3 ヶ月以内に顧客送金で利用されること
- (v) 域外機構との為替売買ポジションは PBOC より配布された限度枠の範囲内に収めること

- 尚、人民元のデリバティブ取引を域外機構と行うことは未解禁。

③ 投資（仕向/被仕向）

- 域外機構が中国本土の株式や債券を購入するルートは、下記(i)～(iv)に限定される。

- (i) QFII 資格者で SAFE より投資枠の承認を得た機関
- (ii) RQFII 資格者（中国本土出資の香港在住金融機関で中国当局の承認を受けたもの）
- (iii) PBOC 宛に債券投資を申請・承認を受けた海外中央銀行・財政当局
- (iv) 人民元クロスボーダー決済口座を有し PBOC より債券投資を認められた商業銀行(※)

※投資金額は、人民元クロスボーダー送金の受取金額の範囲内に限定

- 一方、中国内の銀行が域外金融商品に投資をするためには、QDII 資格を取得する必要がある。

④ 預貸取引/資金取引

- 非居住者からの外貨借入(含む預金受入)は、外債として計上される。各金融機関には当局より外債枠が付与されており、同枠内でしか外貨借入を行うことが出来ない。
- 域外金融機構への人民元の資金貸出は、決済口座を開設している相手に対し、限定的な形で実施可能。但し、実際に貸出が認められるのは小額且つ短期間のみに制限される。
- 尚、2012年末に、深圳 PBOC は、前海地区限定で試行的に域外機構からの借入を認める施策を発表した。要件としては、「前海地区に登記・設立した企業が、前海の建設と発展に資する用途で、香港で人民元業務を営む金融機関から資金を借り入れる場合、利率は、貸出人と借入人が自由に決定できる」とされた。

(2) 中国内金融取引

① 資金取引

- 人民元資金決済は、CNAPS を通じて即時決済のシステムが導入済。
- 一方、PBOC が当日の人民元資金を資金不足銀行に供給するバックストップ的なスキームは(明確には)存在しない。よって、資金市場では、大型連休や年末前の資金ストレスが生じる際には、市場参加者の資金繰り不安から、頻繁に取引金利が急騰する等、不安定な動きに陥りやすい。

② 為替・デリバティブ取引

- 中国内の人民元為替取引にはマーケットメーカーと呼ばれる流動性供給行が選定され、絶えず市場に取引価格が呈示される。同制度が機能する形で、中国内銀行間市場の外為出来高は大きい。また、IRS 取引も INDEX が SHIBOR やレポ取引のものが存在し、相応の取引量を有する。
- 一方、現時点では人民元金利オプションは未解禁。また、既に解禁された人民元通貨オプションに関しても、ロックアウトタイプの取扱いが認められていない。解禁された人民元デリバティブ商品は、今尚限定的なものに留まる。

③ 債券取引

- 債券市場は、国債、PBOC 債、政策金融債を中心に相応の規模を有する。但し、Buy&Hold 型の投資家が多いことに加え、再レポや債券ショートが認められていないことから、セカンドリー市場で取引される金額は、限定的な規模に留まる。
- また、国債先物取引が現時点でまだ解禁されていない。足下で準備は進められており、近日中に解禁されると予想されるものの、導入されるまでの間、債券保有者は機動的なヘッジの掛け外しが困難な状況が継続しよう。

3. 終わりに

2012 年を振り返ると、改めて、ゆっくりとしたペースながらも着実に人民元の対外開放や制度改革の動きが進んできたことがわかる。公表された 5 ヶ年計画や上海国際金融センター化構想のなかでも、中長期的に金融自由化・開放の動きを進めることが示されており、本年も自由化・開放の動きが着実に進められることは、間違いないだろう。

既に、本年 1 月下旬には、中国と台湾の両金融当局より、在台湾企業が新たに人民元の取扱を開始することが正式に発表された。中国と台湾の商流を踏まえると、人民元の域外利用額が更に増大することは確実と見る。今後も矢継ぎ早に発表される規制緩和や取引制度の変更を丹念にチェックしながら、これらの動きに乗り遅れないことが肝要となろう。本年もまた、中国当局の動きから、目が離せそうに無さそう。

以 上
(2013年1月31日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部

E-mail: toshio_takada@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2961



税務会計:中国の税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆税務（担当：山崎 学）

Question：

個人投資者が上場会社から受領した配当所得に対する新たな個人所得税政策の内容及びもたらす影響について教えてください。

Answer：

2012年11月16日に、財政部、国家税務総局及び中国证券業监督管理委员会は共同で、財税[2012]85号通達（以下、「85号通達」）を公布し、2013年1月1日より個人投資者が上海及び深圳証券取引所上場会社から受領した配当所得に対し、特定個人所得税政策が実施されることになりました。

下記、85号通達の主な内容を紹介すると共に、新政策による影響について、私共の見解をご紹介します。

85号通達の主な内容

●特定個人所得税政策とは？ どのように税金を源泉徴収するのか？

85号通達は、個人投資者が上場会社より受領した配当所得に対して、当該個人の株式保有期間により特定個人所得税政策を規定しております。具体的な個人所得税の政策及び適用される税金の源泉徴収方法は以下の通りです。

個人投資者の 株式保有期間	課税所得額	配当所得の実効 個人所得税率	税金の源泉徴収方法
1ヶ月以下	課税所得額の100%	20%	源泉徴収方法は2つのステップに分けて行われます: 1)配当時に統一して一時的に5%の税率により源泉徴収を行う。2) 個人が上場会社の株式(“株式”)を譲渡するときに、実際の納付すべき税額を計算する(注)
1ヶ月<保有期間≤1年	課税所得額の50%	10%	
1年超	課税所得額の25%	5%	上場会社が5%の税率により個人所得税を源泉徴収する。

注: ステップ1: 上場会社が暫定的に一律5%の税率により税金を源泉徴収する;
ステップ2: 個人が株式を譲渡するとき、証券登記結算会社が実際に納付すべき税額を計算し、未納税金分を個人の口座から引き落としすると共に、上場会社に通知を行い上場会社が主管税務機関に申告納税を行う。

●適用範囲

85号通達は個人投資者が株式公開時又は証券取引市場を通じて取得した上場会社の株式より受領した配当金に適用されると共に、個人が協議、相続及びその他の理由に基づく取得及び譲渡等を行った株式も適用範囲としています。85号通達はまた個人が保有する上場会社の売却制限付株式の解禁後に取得した配当金にも適用されます（解禁前に取得した配当金については、保有期間にかかわらず10%の実効税率により個人所得税が課されます）。その他にも、証券投資ファンドが上場会社より取得した配当所得にも85号通達の規定が適用され、個人所得税が課されます。

●株式保有期間の計算方法

株式保有期間とは個人が公開発行または取引市場にて上場会社の株式を取得した時点から、この株式の譲渡日の前日までの期間を指します。株式保有期間の計算は、先入先出の原則によります。上場会社の売却制限付株式である場合には、株式保有期間は売却制限の解除日からの計算となります。

●発効日

85号通達は2013年1月1日より発効し、配当に関する権利確定日が2013年1月1日以降である配当所得に適用されます。発効日以前に個人投資者が既に所有している株式については、その株式保有期間は取得日から計算されます。

私共の所見

現行の個人所得税関連規定によりますと、個人投資者が上場会社より取得した配当所得は 2005 年 6 月より 10%の実効税率で個人所得税が徴収されます。上記の 85 号通達の個人所得税新政策により、株式の保有期間が長ければ長いほど、受領した配当所得に適用される個人所得税の実効税率は低くなります。今回の新たな試みは各利害関係者にそれぞれ異なる影響をもたらします。

●中国のA 株と B 株に投資した個人投資者

85号通達の個人所得税新政策は、株式市場で長期投資の意向を有する投資者（B株に投資した外国籍個人投資者も含む）には歓迎されます。

●海外登録株に投資した外国籍投資者

85号通達はH株やN株等の海外株に適用されないため、外国籍個人投資者がこれらの海外株式より受領した配当所得に適用される中国個人所得税の税務処理は以前と同様であり、当該外国籍個人が二国間租税条約の適用（日本居住者は10%の優遇税率が適用されます）を受けることができる場合を除き、配当所得に対して20%の税率で個人所得税が課されます。

●機関投資家

現行の税法関連規定により、証券投資ファンドが上場会社より受領した配当所得は、個人投資者と同様に個人所得税の税務処理を行います。85号通達では証券投資ファンドにも適用されると明確に定められているため、証券投資ファンドは個人投資者と同様に新政策が適用されます。但し、国外機関投資者(例としてQFII/RQFII)が上場会社から受領した配当所得は個人所得税ではなく、中国企業所得税が課されますので、85号通達は国外機関投資者には適用されません。

●配当を行う上場会社

長期投資に係る配当所得の個人所得税税負担が低くなるため、上場会社にとっては定期的に個人投資者に配当する、良い動機付けとなります。これは中国証券業監督管理委員会が推進する上場会社に対する配当督促措置と一致し、中小投資者の利益を守ります。管理作業上、配当会社は個人投資者それぞれの株式保有期間の計算をフォローしなくてはならなくなると共に、対応する適用税率で計算して源泉徴収する必要があり、管理手続上の要求は簡単なものではありません。幸いにも、85号通達に定められている2ステップによる税金の源泉徴収方法は証券登記結算会社の管理機能を借りて、上場会社の事務負担を一定程度緩和できるでしょう。

関連担当官は最近の記者会見において、85号通達の個人所得税に関する新政策の目的は、長期投資を奨励し、短期の投機的売買を抑制し、中国資本市場の健全な発展を促進させることにあります。85号通達中の特定税收政策は近年来中央政府が提案した“構造的減税”の税制改革傾向を反映したものであると考えられます。各利害関係者は85号通達により現行の投資スキームと投資の状況を再評価すると共に、85号通達が未だ明確にしていない分野における政策の新たな展開に注目する必要があります。

(執筆者の連絡先)

プライスウォーターハウスクーパース中国
日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利
中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼

Tel: 86+21-23233804

Fax: 86+21-23238800

法務:建物の賃貸借における敷金の取扱い —事業用施設¹を賃借する外資系企業の注意点を中心に—

北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士
中国政法大学大学院 特任教授
劉 新宇

I. はじめに

外資系企業は、中国において自社用建物を購入することも可能だが、工場や事務所、店舗物件などの営業場所を賃借する場合が多い。特に、外商投資商業分野管理弁法（商務部令 2004 年第 8 号）²などによって販売業への外資参入に対する規制が大きく緩和されて以来、近年では、日系企業を含め、大型ショッピングモールやスーパー、家電量販店等を中国において展開する外国投資者が多数現れ、外資系企業による商業施設の賃借が目立つようになっている。

建物を賃借するにあたり、中国では、日本でいう敷金に相当し、賃貸借契約の履行を保証するための保証金（中国語では「押金」とも称する。以下、便宜的に「敷金」という）を賃貸人が要求してくるのが一般的である。敷金は、通常、賃料の数月分相当額とされ、賃貸借契約の締結時又は締結後の一定期間内に一括で支払い、契約違反や未払金がない限り、契約の終了・解除時に賃借人に返還される³ため、その金額や支払時期を賃料よりも柔軟に設定することができ、賃貸借期間における基準調整の要否やその方法などに関する複雑な検討、交渉も基本的に必要ない（特に長期賃貸借の場合）。それゆえ、敷金に関して解決困難な法的問題はないであろうとのイメージを抱く者が多い。

しかし、中国の外貨管理規制のため、外資系企業が敷金に充当しうる原資は限られていることから、関連法令を把握せず、事前の確認もしないまま敷金の支払に同意すると、資金調達等の理由により契約を履行しえないリスクも生じかねない。また、事業用施設の賃借においては敷金が高額となる場合も多く、その返還や保全にかかる問題に慎重に対応しなければ、契約の終了・解除時に支払済みの敷金を全額取り戻せない可能性がある。近年の実務でも、敷金の支払、返還・保全に悩む外資系企業が増えているように思われ、契約締結前における必要な調査・確認の懈怠や不明確ないし賃借人に不利な契約条項のために所定の時間・方法どおり敷金を支払うことができず、違約金の支払や解約、その他の条件変更を求められたケース、賃貸借物件の所有権者の変更ゆえ、敷金の処理をめぐる原賃貸人・新賃貸人・賃借人の3者間で紛争となったケース、賃貸借契約の終了・解除時に敷金の返還が困難となったケースなどが多発している。

そこで、本稿では、これまでの実務経験を踏まえ、外資系企業が中国で事業用施設を賃借する場合を念頭に敷金の支払、返還・保全に関する中国の法令を概説したうえ、外資系企業としての注意点を検討するものとした。

¹ 本稿における「事業用施設」は、商業施設や工場建物、オフィスビルなど広く事業の展開を目的とする建物を念頭に置き、居住用建物は検討の対象外とする。

² 2004 年 4 月 16 日公布、同年 6 月 1 日施行。

³ 賃貸借契約の終了・解除時に返還するのではなく、その時点よりも前に賃借人が支払うべき賃料などと相殺する取扱いなども見受けられる。

II. 敷金の支払

外資系企業は、人民元の利益又は中国国内で合法的に借り入れた人民元をもって敷金を支払うことができるが、まだその事業が準備段階にあり、営業場所を賃借する原資となる営業利益も出ていない外資系企業が中国国内で人民元を借り入れることは容易ではないため、資本金のほか親子ローンなど外債資金をもって敷金を支払おうとすることが多い。したがって、以下においては、現行の規制の下で外資系企業が資本金、外債資金を敷金の支払原資としうる可能性について論ずる。

(1) 資本金

資本金には、外貨建て、人民元建ての2種類がある。まず、外貨建て資本金に関し、「一部の資本項目外貨業務管理のさらなる明確化及び規範化の問題に関する通知」(匯発[2011]45号)⁴は、「外商投資企業は、原則として外貨建て資本金の人民元転により取得した人民元資金をもって各種保証金を支払ってはならない」と明確に定めている⁵。敷金はこの保証金に該当し、外資系企業が敷金支払のために外貨建て資本金を人民元に転換することはできないと解されるが、このような規定が定められた主な理由は、賃料と異なり敷金は賃借人の契約違反や費用未払がなければ返還されるものであることから、外貨建て資本金を人民元に転換してその支払に充てると、その後人民元の形式で賃借人に払い戻されることになるために、外貨建て資本金の人民元転により取得した人民元資金は銀行から直接に取引相手に支払われてしまい、人民元転を申請した企業の口座に残ることも、その後戻されることもないという基本的な外貨管理規制に適合しない点に存すると考えられる。

この問題を解決するため、前出の匯発[2011]45号通知は、保証金(敷金)の受領側である国内の機関又は個人は所在地の外貨管理局に対して「保証金専用外貨口座」の開設を申請し、外貨資本金による保証金の支払を受けることができるが、当該「保証金専用外貨口座」内の資金を人民元転することはできず、その支出範囲を「原振替口座への払戻」のみに限定する旨を定めている⁶。

他方、人民元建て資本金は、「クロスボーダー人民元直接投資の問題に関する商務部の通知」(商資函[2011]889号)⁷、「外商直接投資の人民元決済業務オペレーション細則の明確化に関する中国人民銀行の通知」(銀発[2012]165号)⁸などの法令により、国の関連部門の承認を受けた経営範囲において用いなければならないが、①有価証券、デリバティブ(金融派生商品)の投資、②委託貸付、③資産運用商品、非自社用不動産の購入、④非投資類外商投資企業による国内再投資への充当は禁止されているものの、人民元建て資本金をもって敷金を支払ってはならないとは明確に定められていない⁹。したがって、外資系企業は、理論上、その経営範囲内での使用といえる限り、人民

⁴ 2011年11月9日公布・施行。

⁵ 匯発[2011]45号通知1条4項。

⁶ 前注5参照。

⁷ 2011年10月12日公布・施行。

⁸ 2012年6月14日公布・施行。

⁹ 商資函[2011]889号通知4条、銀発[2012]165号通知16条。なお、「外商直接投資人民元決済業務管理弁法」(中国人民銀行公告[2011]23号、2011年10月13日公布・施行)19条は、銀行に対し、外商投資企業の人民元建て資本金の使用に関する真実性及びコンプライアンスの審査、外商投資企業の法に基づく人民元資金使用の監督を義務づけているが、人民元建て資本金の具体的な用途は定めていない。

元建て資本金をもって敷金を支払うことができると考えられる。もっとも、資本項目における人民元建てクロスボーダー決済は、2011年に規制緩和されたばかりで実務の取扱に不透明な面が残され、地方ごとに取扱が異なる可能性もあることから、注意が必要である。

(2) 外債資金

まず、現行の外債管理関連法令は、外貨建て、人民元建ていずれについても、外債資金をもって行う敷金の支払を明確に禁じていない¹⁰。

しかし、外債管理の観点からみれば、外貨建て外債資金も外貨建て資本金と同じく外債資本項目に該当するゆえ同様の規制を受けるはずであり、外貨建て資本金を人民元転して行う敷金の支払が禁じられる以上、外貨建て外債資金にかかる同様の行為も認められないものと考えられる。さもないと、外貨建て外債であれば外債を人民元転して敷金を支払うことが可能となり、外貨建て資本金を人民元転して行う敷金支払を禁止した意味が失われるであろう。

これに対し、人民元建て外債資金¹¹は、現時点において、基本的に人民元建て資本金と同様の規制がなされていることから、理論上、外債系企業の経営範囲内の行為といえる限り、それを敷金支払に充てることができるかと解される¹²。しかし、こちらも実務の運用に不明確な部分があり、これについては当局の判断に委ねざるを得ない。

以上(1)、(2)を総じて、外債系企業が資本金ないし外債資金をもって敷金を支払おうとしても、外貨建て資本金及び外貨建て外債資金を人民元転してそれを行うことはできないため、理論上、次の2つの方法を検討する必要がある。

- ① 敷金の支払貨幣を外貨とし、貸借人に対して「保証金専用外貨口座」の開設を求めたうえ、外債資本金をもって当該口座に敷金を支払うこと。
- ② 敷金の支払貨幣を人民元とし、人民元建て資本金ないし人民元建て外債資金をもって敷金支払を行うこと。

これら2つの方法に関し、①の場合において、「保証金専用外貨口座」に支払われた敷金を人民元に転換することはできず、かつ、将来的に原振替口座への払戻が必要となるため、貸借人が当該資金を自由に使用することは不可能であり、貸借人に違約行為や費用の未払等があったとしても、簡単に当該敷金をもって違約金や未払金に充当することはできない。それゆえ、事業用施設の貸借において、このような口座開設、敷金の支払方法は貸借人により拒絶されるケースが多い。他方、人民元建て資本金ないし人民元建て外債資金の保有を前提とする②の方法は、外債系企業の親会社がこれら人民元資金を提供、調達しえない限り、実現可能性があまりないものと

¹⁰ 現行法令の下では外商投資不動産企業による外債借入れが認められないため、注意が必要である。

¹¹ 外国から借り入れる人民元資金を指すものである。

¹² 「クロスボーダー人民元建て資本項目業務オペレーション規範化の問題に関する通知」(匯総發[2011]38号。2011年4月7日公布、同年5月1日施行)4条1項は、国内の機関(金融機関を含む)が人民元建て外債を借り入れるにあたり、当該外債資金に関し所在地の外債管理局に対して外債専用口座の開設を申請することを要しないと定めている。さらに、既述の銀發[2012]165号通知14条は人民元建て外債の決済業務に必要な資料を列挙しているが、外債管理局の認可文書は掲げられていない。これらの規定からすると、現行法の下では、銀行の審査のみで人民元建て外債の決済を行うことができ、外債管理局の認可を受ける必要はない。

考えられる。また、既述のとおり、最終的に当局の判断に委ねざるをえない不透明な実務という現状についても、注意が必要である。

これらいずれの方法も採用しえないときは、賃借人において敷金にかかる代替案を検討のうえ、早期に賃貸人と交渉する必要がある。例えば、最近の実務では、敷金に代えて賃貸人に銀行保証状を提供する方法、賃料の前払によって賃貸人に実質的な一定の担保を提供する方法が多く見受けられる。

Ⅲ. 敷金の返還・保全

敷金は、賃借人に契約違反や費用未払がない限り、契約の終了・解除時に返還されるのが一般的である。しかし、賃貸借契約にその返還要件、期限、利息の有無、違約金との関係などを明確に定めておかないと、紛争の種になりかねない。筆者が取り扱った賃貸借案件でも、「賃借人は、3ヶ月前までに書面によって賃貸人に通知すること、又は3ヶ月分の賃料に相当する解約金を支払うことにより、契約期間満了前に一方的に解除することができる」と定めていたのに対し、敷金の返還については、「契約終了後、賃貸人は、賃借人に敷金を返還する」という極めて原則的な条項しか定めなかったため、賃借人が3ヶ月分の賃料に相当する金額を支払って解約を求めた際に、敷金の返還をめぐる賃貸人との争いになったケースもあった。したがって、支払済みの敷金を保全し、紛争をできる限り避けるためには、契約終了後にそれが返還されるのを待っているだけでは足りず、賃貸借契約の交渉段階から敷金の返還について慎重に対応しておかなければならない。

これに関し、筆者の弁護士業務においても、事業用施設を賃借する外資系企業（特に大型物件を長期間賃借し、敷金額も相当高く設定されている賃借人）から、「賃貸借の期間中に、賃貸借物件が売却され賃貸人が変更した場合、又は賃貸人が破産状態に陥った場合に敷金を保全するには、どのように対応すべきか」との相談が多数寄せられている。そこで、これら2つの特別な場合における敷金の処理につき論ずるものとした。

(1) 賃貸借物件の売却により賃貸人が変更された場合

中国法においては、いわゆる「売買は賃貸借を破らない」が基本原則とされており、これを受けて、例えば「城鎮家屋賃貸借契約紛争事件の審理における具体的な法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の解釈」¹³（法釈[2009]11号）は、賃借の前に建物に抵当権が設定され、この抵当権の実現により建物の所有権に変更が生じた場合、あるいは賃借の前に人民法院（裁判所）によって建物の差押えがなされており、これを理由に所有権の変更が生じた場合でない限り、当事者間に別途の約定がなければ、建物の賃貸借期間中にその所有権が変更されても、賃借人は建物の譲受人に対して原賃貸借契約の履行継続を求めることができる旨を定めている¹⁴。したがって、純法律的な観点からすると、これらの要件を充足するときは、賃貸借物件が売却され賃貸人が変更しても、新たな所有者（譲受人）は、旧所有者（譲渡人）が締結した賃貸借契約を履行しなければならない。

¹³ 2009年7月30日公布、同年9月1日施行。

¹⁴ 法釈[2009]11号20条。

敷金に関しても、これらの要件を充足するときは賃貸借物件の売却後も原賃貸借契約に定める賃貸人の権利義務が新所有者に承継されるゆえ、旧賃貸人は、自己が受領していた敷金を新所有者に移転する義務を負い、その履行を怠ると不当利得となる。したがって、賃借人が同一の賃貸借契約に基づき敷金を重ねて支払う必要はなく、新所有者が賃借人に対し敷金の再度の支払を要求することはできない。この意味において、賃借人が支払った敷金は保全されるものと考えられる。

しかし、実務的観点からみれば、賃貸人が変わると予想外の障害や問題が生じることが考えられ、筆者が取り扱った案件でも、旧所有者から敷金の移転を受けていない新所有者が賃借人に敷金の支払を求め、これを受けた賃借人において旧所有者に対し問題解決を要請するものの、旧所有者がなかなかこれに応じない事例が現に発生している。このようなリスクの回避・低減策としては、賃貸借契約において、「賃貸人の変更があったときは、賃借人に対する債務（敷金等を含む）をすべて新賃貸人に承継するとともに、その旨の三者合意書を締結しなければならない」、「賃貸人の変更があったとき、賃貸人は、賃借人に敷金を返還しなければならない、賃借人は、新賃貸人に対し改めて敷金を支払う」等の条項を定めておくことが望まれる。

なお、賃借前の時点で既に抵当権が設定され、あるいは人民法院による差押えを受けている賃貸借物件について、その賃貸借期間中に所有権の変動が生じた場合は、「売買は賃貸借を破らない」の原則が適用されない。それゆえ、賃貸借契約が新所有者によって解除されたり、敷金を含む契約の条件が変更される可能性が十分に考えられるが、このとき、敷金の処理、賃貸借の全体的な関係は、主に新所有者の計画や双方が協議した結果に左右されることとなるため、注意が必要である。

(2) 賃貸人が倒産状態になった場合

会社の破産に関し、中国企業破産法¹⁵によると、人民法院が破産申立を受理した後、その破産申立受理前に成立し、かつ、債務者と相手方当事者の履行が終了していない契約については、管財人において解除または履行継続の決定をすることができる¹⁶。それゆえ、賃貸人が破産状態になった場合に賃貸借契約の履行が継続されるか否かは、管財人の決定に委ねられる。

一般的な破産実務からすると、賃貸借契約の履行を継続しても、賃貸借の残余期間の賃料を管財人が短時間で徴収することは極めて難しく、賃貸借契約が存続した状態で当該物件を競売その他の方法で譲渡しようにも、価格低下を免れないゆえ、破産財産価値の増加、債権者利益の最大化を図る管財人は、賃貸借契約の解除を選択することが多い¹⁷。

管財人が賃貸借契約を解除する場合において、賃借人は契約解除による損害賠償請求を一般の破産債権として主張することができるが、支払済みの敷金が保全されるか否かに関し、企業破産

¹⁵ 2006年8月27日公布、2007年6月1日施行。

¹⁶ 企業破産法18条1項。このとき、相手方当事者への通知をしなければならず、管財人が破産申立受理日から2ヶ月以内にこの通知をせず、又は相手方当事者の催告を受けた日から30日以内に回答しなかったときは、契約は解除されたものとみなされる。

¹⁷ 企業破産法は、破産手続に関し破産清算、再生、和解という3つの制度を定めているが、同法18条は、これらいずれの手続にも適用されると解される。再生、和解の手続は、それが順調に進む限り債務者である企業法人が法的主体として存続するゆえ、一般的には、破産清算と比較して、賃貸借契約の履行が継続され、物件が売却されない可能性が若干高いと思われる。

法などの法令に明確な定めはない。確かに、企業破産法 38 条は取戻権について定めており、同法に別途規定がない限り、人民法院が破産申立を受理した後、債務者が占有する同人に属さない財産は、当該財産の権利者において管財人を通じ取り戻すことができる。しかし、支払済みの敷金は、金銭という種類物であることから、専門のエスクロー口座や他の保証金専用口座など特別な方法で区別・特定される場合でない限り、賃貸人の別の金銭と混同しているため、賃借人がその取戻権を行使しようとしても、管財人がこれを認めない可能性が高いと思われる¹⁸。このとき、賃借人は、敷金の返済を要求するが、一般の破産債権として分配に参加することしかできないであろう。このように、支払済みの敷金が 100%保全されないおそれがあるため、賃借人は、この点を事前に把握しておく必要がある。

他方、管財人が賃貸借契約の履行継続を決定した場合において、管財人が競売その他の方法で賃貸借物件を譲渡するとき、一般論として、敷金を支払った事実を賃借人が管財人に伝えれば、管財人はその譲渡に際し当該事実を公示するものと思われる。こうして、賃貸借物件の売却により賃貸人が変更された場合と同じく、「売買は賃貸借を破らない」の原則に基づいて譲渡後も賃貸借契約の履行が継続され、理論上、敷金も新所有者（譲受人）に承継されると解される。

IV. 外資系企業としての注意点

以上のように、外資系企業による敷金の支払は外貨管理などに関する特別な規制下に置かれており、その保全も予想外に困難なことが多い。敷金の不払によって自らが違約するリスク、賃貸人の事情等により支払済みの敷金が保全されないリスクを回避・抑制するため、外資系企業は特に次の点に注意すべきだと考えられる。

(1) 事前の調査・確認

敷金にかかるリスクを防止するためには、事前の調査・確認が基本的な作業となるが、その際には、少なくとも次の 4 点に着目しなければならない。

- ① 最新法令、所轄当局の実務を確認すること。敷金の支払、返還・保全に関しては、外貨管理を含む関連法令の立法・改正がなされる可能性もあれば、法令規定と実務との間に齟齬が生じ、地方ごとに取扱いが異なる可能性もある。したがって、敷金の支払方法などを決定する前に、最新法令の状況と所轄当局の実務を調査・確認したほうが無難である。
- ② 賃貸借物件に対する抵当権、差押等の存否を確認すること。既述のとおり、賃借の前から抵当権・差押えが存する物件の賃貸人がこれを売却すると、「売買は賃貸借を破らない」の原則が適用されないため、敷金のみならず、賃借権自体の保全に重大な影響が及ぶ可能性がある¹⁹。したがって、賃借権の確保、敷金の保全を図り、必要に応じ賃料、敷金の金額

¹⁸ 最高人民法院は、2003 年 6 月 9 日に公布した[2003]民二他字第 14 号回答文書において、債務者であるショッピングセンターが 50 の個人工商業者の代わりに商品代金を徴収したが、当該代金は特定されていない場合に関し、貨幣の動産としての特別な性格から、これらの業者において非特定の貨物代金に対し所有権を有することはないため、企業破産手続における取戻権の行使は不可能であり、ただ、通常の債権者として破産財産の分配を受けうるにすぎない、との立場を明確化した。

¹⁹ 賃借権と抵当権との優先関係に関し、物権法（2007 年 3 月 16 日公布、同年 10 月 1 日施行）190 条は、「抵当契約の締結前に抵当財産が既に賃貸された場合には、原賃貸借関係は、当該抵当権の影響を受けない。抵当権の設定後に抵当財産が賃貸される場合には、当該賃貸借関係は、既に登記済みの抵当権に対抗することができない。」と定めている。

にかかる交渉を行うため、賃貸借契約の締結前に、これらの事情を調査・把握しておく必要がある。

- ③ 自社資金の状況を点検すること。敷金支払の期日や方法を決定する前に、前出①、②の結果を踏まえ、自社が利用しうる原資、資金調達の所要時間を確認したうえ、自社にとって履行可能な条件を定める必要がある。現行の規制下では敷金の支払が困難な場合には、賃貸人との交渉を早期に始め、代替案を検討することが重要となる。
- ④ 賃貸人の信用状況や事業計画を調査すること。既述のとおり、賃貸人が賃貸借の期間に当該物件を売却し、あるいは運営不調などにより倒産したときは、敷金が保全されない恐れが生じる。これに対処する方法として、賃貸人が敷金の返還や新たな所有権者への移転を保証する旨の条項を契約に明記することなどが考えられるが、このような賃貸人の事情変更に起因するリスクを回避するため、賃貸人の信用状況、保証能力、事業計画等をできる限り把握しておくことが望まれる。現に、賃貸人はプロジェクト運営会社にすぎず、その所有する物件の大部分に抵当権が設定され、資金不足が懸念されるケースも存在することから、事前の調査・確認により問題を早期に発見をすることで、賃貸人の関連会社による連帯保証、敷金の減額などを要求する等の対応策の検討が重要である。

(2) 賃貸借契約における規定

契約は細かいほどよいと一概にいうことはできないが、予見しうる問題について事前に協議したうえ、その具体的な取扱いにつき誤解、矛盾が生じないよう明確な定めを契約に定めることは、やはり重要なリスク防止策となる。敷金に関するリスクの回避という点からすれば、前出(1)で述べた調査・確認の結果に基づいて必要な対応策を検討し、実情に即した契約条項を定めておくことが望まれる。

V. おわりに

以上、外資系企業が事業用施設を賃借する際に必要となる敷金に関し、その支払、返還・保全を中心にこれを規制する中国の法令・実務を論じたうえ、外資系企業が賃借人として注意すべき点を検討してきた。敷金は賃貸借契約における重要な論点の1つであることから、本稿が特に大型物件を長期賃借する外資系企業にとって敷金への注意喚起のきっかけとなり、事業用施設の賃借全般にかかる法的リスクにつき、各社それぞれの事情に適合した予防・対応策が早期に確立され、その中国事業安定化の一助となることができれば望外の喜びである。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心A座東樓20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

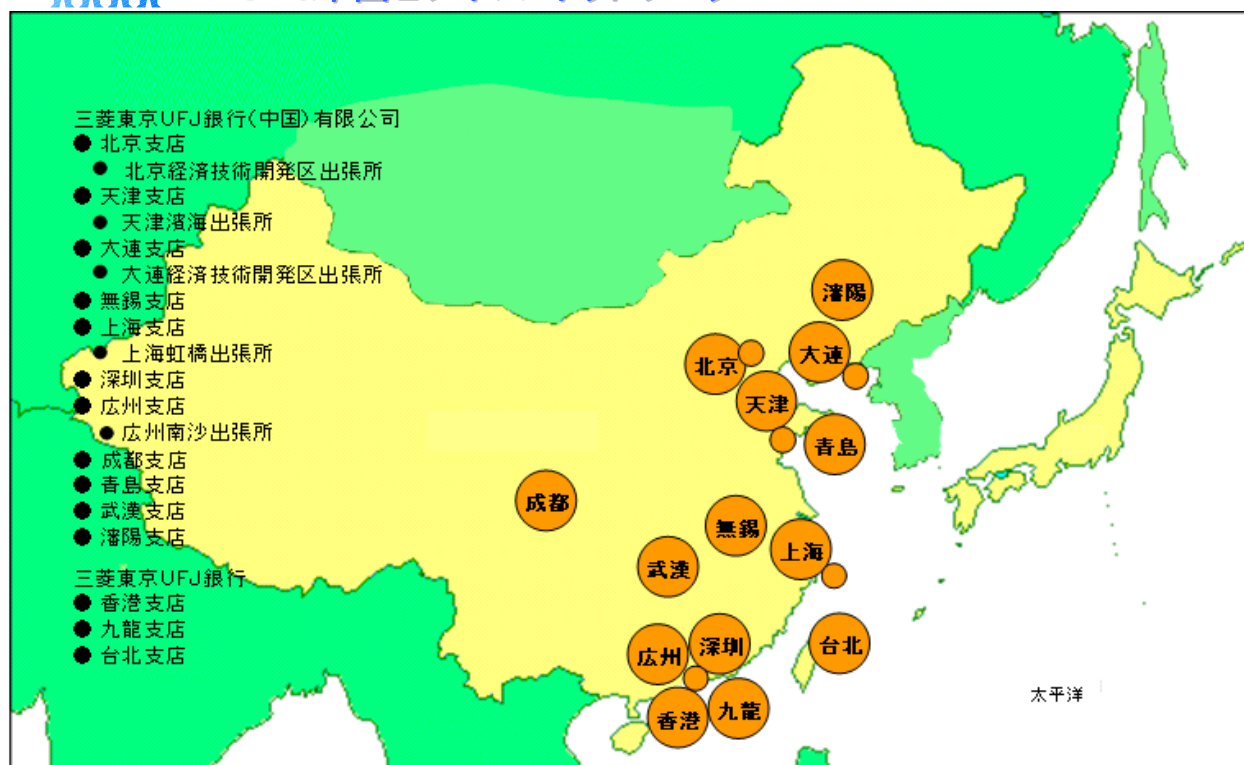
Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・ブリスベン・キャンベラ・成都・重慶・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・メルボルン・ニューヨーク・パース・青島・上海・深セン・シリコンバレー・蘇州・シドニー・天津・東京



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼 北京市北京経済技術開発区望京中街10号 亦城国际中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天 津 支 店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21楼 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大 連 支 店 大連経済技術開発区出張所	大連市西岗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海虹橋出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心8樓22階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国际金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888

三菱東京UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。